

平成24年度宍粟市議会決算特別委員会会議録（第4日目）

日 時 平成24年9月20日（木曜日）

場 所 宍粟市役所議場

開 会 9月20日 午前9時00分

付託議案

（教育委員会）

第 29号議案 平成23年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についての関係部分

出席委員

委員長	木 藤 幹 雄	副委員長	寄 川 靖 宏
委 員	東 豊 俊	委 員	伊 藤 一 郎
〃	高 山 政 信	〃	山 下 由 美
〃	岡 前 治 生	〃	小 林 健 志
〃	大 上 正 司	〃	西 本 諭

出席説明員

（教育委員会）

部	長 岡 崎 悦 也	次	長 浅 田 雅 昭
次長兼学校教育課長	縄 手 浩	学校教育課副課長	志 水 良 和
学校教育課副課長	田 中 健 三	教育総務課長	津 村 裕 二
教育総務課副課長	西 林 文 隆	教育総務課副課長	澤 田 志 保
社会教育課長	井 上 憲 三	社会教育課副課長	水 口 浩 也
こども未来課長	福 山 敏 彦	こども未来課副課長	森 本 和 人
歴史資料館館長	垣 内 章	給食センター所長	幸 福 定 利
図書館館長	小 西 美 穂		

事務局

事務局 長 中 村 司
課 長 宮 崎 一 也

事務局 次 長 榎 谷 米 男
主 査 原 田 渉

(午前 9時00分 開会)

○木藤委員長 おはようございます。委員会も4日目でございます。お疲れのことと思いますが、ひとつよろしく申し上げます。

教育部長を初め幹部の職員、御苦労さんでございます。

それでは本日の会議を始めます。

教育部の説明に入る前に説明職員の方をお願いをします。

説明職員の説明及び答弁は自席でお願いします。着席したままでお願いします。どの説明職員が説明及び答弁するかが委員長席から判断できないので、説明職員は挙手をし、「委員長」と発言して、委員長の許可を得てから発言してください。事務局よりマイクの操作をしますので、赤いランプが点灯したら発言してください。

それでは、教育部に關係する審査を始めます。

決算に係る全般的な状況についても含めて説明をお願いします。

第29号議案、岡崎教育部長。

○岡崎教育部長 おはようございます。委員長から着席で説明せよという御指摘でございましたが、まず最初、起立のままで御挨拶させていただきたいと思います。

連日の決算審査、非常に御苦労さまでございます。ありがとうございます。本市におきましては、特に教育関係でございますが、学校規模適正化や、幼保一元化、さらには決算とは関係ございませんが、昨今のいじめ問題等、教育行政に関する市民の関心が非常に高いということを感じております。

こうした中で、平成23年度に公費を投じて実施をいたしました施策について御説明をし審査をいただく中で、今後の施策の展開に生かしていきたいとこのように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、教育委員会教育総務課といたしましては、教育環境の整備として、平成24年4月より新たに千種小学校として新たなスタートを切ることができました。また、教育環境の整備として、戸原小学校の屋内運動場、プールの改築あるいは河東小学校の校舎、屋内運動場、そしてプールの改築事業等々を実施をしまいったところでございます。

次に、学校教育課といたしましては、教育活動の充実ということが主な責務でございます。そうした中で、宍粟のよさを知り宍粟を愛する子供の育成事業として、ふるさと宍粟探検隊や特色ある環境体験事業などを通して活動してまいったところでございます。また、一宮北中学校及び千種中学校では小中一貫教育の推進に取り組んだところでございます。

次に、特色ある教育活動として、やはり宍粟市におきましては、学力の向上が非常に重要な課題やというふうに捉えておりますので、確かな学力の状況調査事業等々を行ってきたところでございます。

次にこども未来課では、幼保一元化の推進事業を進めてきたわけですが、御案内のとおり、千種の幼保一元化事業につきましては、当初予算を計上し、お認めをいただいたにもかかわらず、減額補正を行うというような残念な結果となったところでございます。あわせて、こども未来課では、幼稚園や保育所の運営や預かり学童保育などの開設をしてきたところでございます。

次に社会教育課では、23年度におきましては社会教育施策の指針となる社会教育の振興計画を策定したところでございます。また、各地区における生涯学習の推進でありますとか各種の文化スポーツイベント、あるいは図書の実と図書館の運営、こういったところに努めてまいったところでございます。

最後に給食センターでございますが、23年度におきましては、波賀の学校給食センター機能集積に係る研修のための経費を執行させていただきました。そして、4給食センターにおきまして安全で安心な給食を子供たちに提供していったというのが、非常に簡単ですが、23年度教育委員会としての主な事業になろうかと思っております。

この後、担当課長からそれぞれ成果説明書並びに資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

○木藤委員長 津村教育総務課長。

○津村教育総務課長 失礼いたします。まず、教育総務課のほうから、主要施策に係る成果説明書131ページ以降につきまして御説明をさせていただきます。

まず1点目、学校規模適正化推進事業ということで、従前より、おおむね学校人数150人を一つの規模とした学校の規模適正化を図っております。その中で、平成23年度においては、千種北小学校と南小学校が一つになり、千種中学校校区内の規模適正化が完了いたしました。このことに基づきまして、それぞれの小学校の閉校記念事業、また開校に向けた形での備品等の移転、また新たな校旗の作成等を行っております。

その131ページの下段になりますが、これは従前からの継続事業でございます外国語青年招致事業ということで、JETプログラムによりまして、各中学校に1名の外国青年を招致して、それぞれの校区内の中学校のみならず小学校、また幼稚園、保育所の児童・生徒の英語教育に関する推進を図っております。

132ページをごらんいただきたいと思います。上段、戸原小学校屋内運動場プー

ル改築事業ということで、平成21年以降、耐震診断以降の取り組みといたしまして、平成23年度におきましては大部分の工事事業になっております。予算としましては、22年度の補正予算、国の補正であり、それを受けての市の補正予算を計上させていただいた形で、23年度に繰り越しをして23年度に執行というふうな形となっております。

その下、河東小学校につきましても同様でございますが、平成21年度に実施設計を始めまして、23年度に竣工というふうなことで、これも22年度補正予算で23年度執行というふうな形とさせていただいております。

また133ページ上段につきましては、山崎小学校、これも平成23年度より実施設計に取り組みまして、事業の執行額といたしましては、事務経費の3万3,000円のみでございますが、債務負担行為等を予算化をさせていただいた中で、平成23年度には設計監理の契約等を行わせていただきまして、引き続き本年度、さらに25年度へとつないでいく事業というふうなことでしております。

教育総務課としましては以上でございます。

○木藤委員長 縄手次長兼学校教育課長。

○縄手次長兼学校教育課長 それでは、続きまして学校教育課のほうから成果説明を行います。133ページの下段からであります。

まず最初、事業名で、宍粟の良さを知り宍粟を愛する子どもの育成事業ということで取り組んでまいりました。特に事業内容を見ていただきたいんですが、自然学校、それから環境体験事業、ふるさとしそ探検隊事業というふうに年代別といたしますか、系統的に体験事業を進めることによりまして、宍粟市の自然フード、人材等の体験を行って宍粟のよさを身につけるといような形で取り組みを進めております。

続きまして134ページ、事業名、義務教育9年間を連続した教育体制の構築ということで、事業内容としましては、平成25年度4月を目途に8中学校区全てにおきまして連携型の小中一貫教育校ということを目指しております。それに向けまして、小中一貫教育の推進教員を配置しております。2名配置してございまして、千種中学校に1名、それから一宮北中学校に1名という形で配置してございまして、その研究成果を他の中学校区にも広げております。そういった形で小中一貫教育を推進しておるところです。

続きまして下段、多様なニーズに応える学習指導の確立ということですが、特に事業内容を見ていただきますと、特別支援教育の充実ということで、特別支援

員11名、昨年度配置していただきました。そういった形で普通教室におります要支援生徒への支援の充実を図ってきたところであります。

それから、確かな学力状況調査事業ということで、昨年度2年目を迎えましたが、そこで、広報等でも公表してきましたが、宍粟市の小・中学生の学力について向上を図るという目的で経年的に積み上げを図っているところです。

続きまして135ページ、事業名家庭・地域と連携した教育活動の充実ということでありますが、これにつきましては、文科省の指定研究を受けまして、波賀中学校区、1中、3小学校におきましてコミュニティ・スクールの調査研究ということで取り組みを進めていただいております。昨年度、そして本年度と継続的な研究を続けていただいております。目標としましては、地域に開かれた学校づくりをより一層進めるという目的のもとに研究を進めていただいております。広報活動等を通して、校区への広がりも見せているところです。

続きまして135ページ下段、事業名、読書活動推進事業であります。これは昨年度新規事業で立ち上げました。学力調査結果からも読書量の多い子供ほど学力のほうも期待ができるというような相関関係も出ておりまして、そういった意味も含めまして、読書環境づくりを進めるという目的のもとに読書活動推進事業を進めております。

成果のほうとしましては、目標の75%には届かなかったけれどもという書き方しておりますが、読書活動が広がりを見せておりますし、また一方で、その読書ボランティアということで、各小・中学校、さらには幼稚園等におきましても読書ボランティアを編成しておりまして、その数が大幅に伸びてきておりまして、読書への、地域といいますか保護者の関心も高まっているところであります。

続きまして136ページ、事業名、出会いふれあい赤ちゃん教室ということで、これにつきましては、昨年度新規事業ということで取り組ませていただきました。一つは幼児とのふれあいということで、中学生と幼児とが触れ合う中で、命のとうとさ等を体験していくという形で取り組みをさせていただきまして、特に、例年1月に教育研究大会を実施しておりますが、そこでもその成果を発表していただきまして、各市内全体へその成果を広めたところであります。本年度も継続して取り組んでおります。以上であります。

○木藤委員長 福山こども未来課長。

○福山こども未来課長 続きまして、こども未来課の決算の状況を報告させていただきます。成果説明書の137ページからでございます。

まず私立保育所運営助成事業、これは市内の認可私立保育園の9園、また里帰り出産等で他市町への実施保育を委託しております公立の4カ所、また私立の7カ所に委託をしております保育所の運営費の助成金でございます。

これにつきましては、利用延べ人員が7,897人ということで、昨年度に比較しますと、約560人余りがふえております。その中で、決算としましては、1,380万余り減ってきているわけですが、これにつきましては定員改正を行っていただき、保育単価が減となったことが要因となっております。

続きまして、138ページの私立保育所特別対策事業ということで、これは市内の私立認可保育園9園が行う延長保育事業、また地域活動推進事業、一時保育事業、特定保育事業、障害児保育事業等、昨年度に引き続き実施をしていただいております。特に延長保育促進事業につきましては、昨年度から延べ人数にしますと、約5,700人ほどが増えている状況ということで、朝早くから、また夕方遅くまで預かっていただきたいというニーズが高まっているというふうに感じております。

次に、139ページの公立保育所運営費でございます。これにつきましては、市内5カ所の公立保育所の運営費でございますけれども、子供の数にしましては大体横ばい、また若干減ってきているわけですが、決算としては若干増えております。これにつきましては、加配する臨時保育士について、継続任用によりまして、その分、継続ということで賃金が上がっているということが要因となっております。

続きまして、140ページの幼保連携保育実施事業、この事業につきましては、決算としましては、千種杉の子保育園に専任保育士として230万、1人分。これは国の緊急雇用対策の分で10分の10で雇い上げをしていただいております。また、幼稚園、保育所との交流事業、また合同保育事業等研修、それも含めまして24万1,000円の支出をしております。

その下段につきましては、放課後児童健全育成事業ということで、いわゆる預かり学童保育事業でございます。これにつきましては、民間に実施委託をしている部分として、昨年度に引き続き、くりのみ学童クラブに実施を委託しております。

141ページの上段、預かり学童保育事業につきましては、公立で行っておりますあずかり・学童保育事業でありまして、23年度は市内13カ所で実施しております。特に23年度、未実施小学校区の解消ということで、伊水小学校区等にも募集をかけたわけですが、申し込みが二、三人程度ということで、実施基準の10人に満たなかったということで、その希望者については他の学童保育所等を利用いただいているという状況でございます。

その下段、幼保一元化推進事業、これにつきましては宍粟市の就学前の教育・保育を推進する委員会を設置していただき、今現在、子ども指針等、また運営のあり方等の課題等を検討していただいておりますけれども、24年2月26日に設置し、23年度は3月29日に第2回目を開催するというところで、2回分の委員、25名分の報償費等が主なものでございます。

以上、成果説明書ではこども未来課終わりですけれども、もう一つ、決算特別委員会資料ということで教育委員会がお配りしております資料の中で、23ページに各種徴収金の収納状況という部分をお開きいただきたいと思います。

特に保育所の保育料につきましては、現年度分で未収金が267万9,930円、過年度の滞納繰り越し分が687万6,082円ということで、合計23年度決算を打った時点で955万6,012円の滞納金額が発生しております。また、学童・あずかり保育につきましては、33万1,950円という結果になっております。

その開いていただきまして24ページには、保育所保育料の滞納の年度ごと等の詳細を載せております。それで、一番上の平成23年度保育料明細票（H14からH23）としておりますけれども、H22に御訂正お願いしたいなと思います。

そうした中で、23年度の保育所保育料の徴収の対策としましては、児童手当からの支給日の同日振替、または天引きといったものを含めまして、およそ児童手当、子ども手当から徴収できたものが40万弱ということで、それぞれ今後につきましても、児童手当の支給日の前月等に納付相談、また3カ月以上の現年の滞納があった場合については納付相談等を行い、徴収の努力をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○木藤委員長 井上社会教育課長。

○井上社会教育課長 それでは、社会教育課のほうの説明をさせていただきます。成果説明書の142ページから、151ページになります。

最初に142ページ上段、図書館・文化施設等整備事業ということで、住民に光りを注ぐ交付金によりまして、図書館と文化財の関係を中心に、補助対象になりにくい施設の改修や設備の充実を図らせていただきました。

下段になります。人権啓発事業ということで、昨年度、人権推進課のほうで行っていただいた分です。内容としては市民の啓発活動として推進強調月間における人権の夕べ、または人権啓発冊子「そよ風」の作成、全戸配布、それから人権推進アドバイザーの育成関係で2年目ということで行っております。それぞれ市の職員等も参加してこの研修は行っております。

143ページに移ります。上段になります。社会教育振興計画策定事業ということで、社会教育としても大きな目玉の事業として昨年度2年かけて取り組みました。特に、その中でこれからつなぐという言葉、中身を中心に社会教育が持つ役割と地域をつないだり、また、それぞれ先人の知恵をつないでいく、そういった役割の社会教育の施策の方針を決めていただきました。発行700部で、各種団体、また関係者の方に配布させていただいております。

下段になります。宍粟ゆかりの美術展、それから生澤朗特別展を開催しております。これも特に昨年は宍粟市とゆかりのある生澤朗さんの特別展を開催させていただいて、多くの方に偉大な人が宍粟から出られていることを知っていただくとともに、生澤朗さんの息子さんである生澤徹さんの講演会も重ねて開催させていただいて、たくさんの方に来場させていただいております。

144ページ、上段になります。地区生涯学習推進事業ということで、各地区の生涯学習推進連絡協議会が中心となって、人権や環境学習、ふれあい交流など、人権を基盤として、住みよいまち、また住んでよかったなという地域づくりを目指した学習をそれぞれの地域の特色に合わせて行っていただいております。特に山崎の西中学校区が23年度指定の本発表をしていただきまして、多くの方に切磋琢磨する内容の発表をしていただきました。

下段になります。宍粟市民大学の生涯学習パスポート事業ということで、2年目の取り組みとなりました。各市内の各部署の講座を一元化して皆さんに学んでもらうという取り組みで、パスポートの所持者数が139名、若干増えております。講座数も39講座ということで開講させていただいて、ことしたくさん熱心な方があって、卒業される方が出ております。

次のページ145ページになります。上段、青少年宿泊型の体験活動のチャレンジ5DAYS、山崎の学遊館、宿泊施設になっておりますが、そこを使って、子供の体験学習を4泊5日で行っております。そこには今まで参加した先輩方がリーダー的になって帰ってきて手伝ってくれたり、そういった形の循環していくような形の体験学習に今なっております。

下段ですが、145ページ、高齢者大学（宍粟市やまさき文化大学）運営事業ということで、今までの高齢者大学の名前をやまさき文化大学という形で取り組んでおります。例年たくさんの高齢者の方に学んでいただいて、それぞれ自主的なクラブ活動等も取り組んでいただいております。

146ページ、上段になります。これもやまさきと同じように高齢者大学（いちの

みや社会大学いわみ学園)を開校しております。年間11回の講座で約361名の方が学んでいただいております。各旧町ではそれぞれ高齢者大学、ここでは二つしか書いておりませんが、それぞれ取り組んでいただいております。

それから、波賀文化のつどい事業ですが、波賀町の団体、また登録団体等が一堂に会して、子供から大人までの文化の発表会的なことです。2日間にかけて、作品の展示、また芸能の発表、それから将棋大会等を行っております。年々参加者も増えております。2,608名、23年度は参加いただいております。

次の147ページになります。上段、しそ波賀城観月会事業ということで、特色ある地域の事業として、宍粟の波賀城の見えるところですが、波賀文化創造センターの会場に9月に行う予定にしております。23年度は324人の方が参加していただきました。市内全域の行事として広めていく取り組みをして、徐々に参加の方も市内全域から集まっていただくような形になっていったらなと思っております。

下段ですが、高齢者大学(しきぐさ学園)、千種での高齢者大学、年数的には合併以後に始まった分で、まだ年数は浅いんですが、年々受講者もふえてきて充実をしてきております。

148ページ、同じく千種キャンパス、生涯学習講座の分ですが、この分も合併になってから取り組んできております。この分についても徐々にですが、生涯学習という概念を市民の皆さんに知っていただいて、毎年受講者も増えてきている状況でございます。

下段の文化財保護ですが、たくさん資料館等施設を持っております。そういった中の施設の管理、また文化財の保護指定等を行っております。

149ページ、上段になります。郷土歴史資料整理事業ということで、市内にはたくさん未整理になっております古文書とか民具等もあります。それをたくさんあるんで、一遍にできないんですが、古文書等の分類や解説等を行っております。昨年度実績として古文書等160点、それから民具等の受け入れや戦争での資料等219点を整理しております。

下段になります。スポーツ大会出場奨励金交付事業ということで、全国大会に出られる方、またアジア、それからオリンピック等に出られる方に対して奨励するために出しております。23年度につきましては、1団体29人に出して53万円交付させていただいております。

150ページになります。体育活動・スポーツ活動支援事業ということで、大きなイベントとして宍粟市のさつきマラソン大会、それから宍粟市ロードレース大会を

行っております。さつきマラソンについては、制限を加えた関係で22年度より人数は減っておりますが、2,500人を超えると、大会の駐車場、また事故等もありますので、2,500人という制限をした中で2,407人になっております。ロードレース大会につきましては、横ばいで1,168名の参加になっております。その他、補助金として体育協会のほうに補助金事業として出して、いろいろな活動をしていただいております。

下段になります。スポーツ施設整備事業になります。スポーツ施設、たくさんあって、たくさんの市民の方に利用していただいております。その中で、スポニックパーク一宮の温水プールが設置後20年が経過して温水機器が傷んできておりましたので、その分を修理をしております。

済みません。151ページ、前後になります。図書館運営事業ということで、図書館の管理運営の分です。図書館の電算化、またいろんな図書の充実を図っていただく中で、実績としてメール便の配送冊数がかなりふえて、多くの市民の方に利用していただいております。移動図書館も加わって、今後も充実していくことと思っております。

以上が社会教育の説明であります。

それで、一部手持ちの資料で決算特別委員会の資料というのを配らせていただいております。その中で、数字がちょっと隠れておった分がありますので、ちょっと記入をお願いしたいと思います。

3ページの図書館の分ですが、利用者別貸し出し冊数、一番下のところになります。貸し出しの冊数で1日平均ところ、その冊数が抜けております。334冊、3ページの1日平均334冊を加えていただきたいと思います。

それと、7ページの図書館の蔵書の冊数の状況というところで、一番下の計のところですが、8万9,948になっております。今先ほどのところの9万76冊というところがありますが、その分、雑誌の分がその統計上入っていなかったもので、126冊が雑誌の分類のところに加えていただいて、9万76冊、8万9,948冊が9万76冊になりますので、変更のほうをお願いしたいと思います。以上で社会教育のほう終わらせていただきます。

○木藤委員長 幸福給食センター所長。

○幸福給食センター所長 失礼します。資料になります。成果説明資料151ページ、給食センターの管理運営事業と、それから学校給食機能集積事業、2項目あります。

まず管理運営事業でございますが、管理運営におきましては市内の小中学校19校、

それから中学校 7 校の児童・生徒 4,156 名の子供たちに年間 188 回の計画でございましたが、昨年におきましては警報等による中止ということで 3 回と、校区につきましては 2 回の中止の給食の提供を行っております。

給食においては、基本的には米飯給食を主体とした給食の提供を行うとともに、地産地消に取り組んでおります。これには地産地消に取り組むことによって、生きた食材を食育の推進ということで、生きた教材として提供をしております。今、23 年度の地産地消率につきましては、70%ということでした。

それから、続きまして下段になりますけれども、機能集積事業になります。機能集積事業につきましては、市内にある 4 給食センターのうち、波賀の給食センターの機能を一宮給食センターへ集積するというこの取り組みのために経費としてかけております。また、検証委員会を設置いたしまして、衛生管理に関することや、それから配送時に要する時間のこと、給食の温度、それから調理作業、そしてその他集積に関する事など、さまざまな方向から集積に関して課題を見出して、従来と変わらない給食の提供ができることを追求しております。

それから、機能集積により軽減されるものということで、一般経費としては約 600 万円、それから人件費 900 万円、合計 1,500 万円の軽減が図られるということで、結果は出ております。

それから、教育委員会から提出させていただいております平成 23 年度の決算審査資料の最終 40 ページになりますけれども、徴収金の状況ということで上がっております。給食センターにつきましては、現年につきましては、51 万 6,220 円の未収がございました。それで、過年度とトータルして合計 315 万 1,660 円ということの未収金が発生しております。先ほど保育料の関係で説明があったように、子ども手当からの徴収ということで、保護者の方の理解を得て徴収をさせていただいて、ある程度というか、できるだけ古い分について徴収をさせていただいて、今現在、315 万 1,660 円の未収という結果になっております。

給食センターからは以上です。

○木藤委員長 以上で教育部の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

大上委員から事前質疑書が提出されておりますので、大上委員。

○大上委員 大上でございます。いろいろ質問したいことがあったんですけども、難しい質問は同僚委員にお任せしまして、私簡単なことを大きく 2 点についてお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、成果説明書の141ページなんですけれども、そこにあずかり・学童保育事業という成果説明書がありますが、このことについてお尋ねいたします。

この事業は保護者が安心して就労できるようにということで、小学3年生までの児童を預かるという事業のようでございますが、これを読ませていただきますと、市内13カ所であずかり・学童保育が実施されております。まだ宍粟市内全域では未実施いうんですか、まだやっていない校区いうんか地区もあるようでございますが、先般議会のほうにもNPO法人宍粟市手をつなぐ育成会というところから、学童保育所の整備の充実についてという要望書が出されておったり、それから我々議会報告会というのをやりましたときにも、ある会場では、あずかり・学童の充実をというふうな声を聞かせていただいております。

そういったことから、教育委員会としまして、まだ実施されておらない地区いうんですか、校区いうんですか、そういったところについては今後どのような対応をされていくんか、どのようなお考えを持っておられるのか、そういったことについてお尋ねするとともに、全体的にこの事業をもっともっと拡充あるいはまた充実していくというふうな考えがあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

まず1点、これで。

○木藤委員長 答弁を求めます。

福山こども未来課長。

○福山こども未来課長 あずかり・学童保育の未実施校区の件につきまして質問にお答えさせていただきます。

平成23年度末時点では城下小学校区、戸原小学校区、伊水小学校区、都多小学校区、土万小学校区、道谷小学校区というところの学童保育の未実施小学校区がございました。24年度になりまして、4月から人数調査等を行って、城下小区につきましては24年6月から開設をしております。その他の未実施小学校区につきましては、今年度ニーズ調査を行いまして、その結果を受けて、実施の方向について検討していきたいというのが、先ほども申し上げましたように昨年度、伊水小学校区についても利用申し込みをとったわけですけれども、2名、3名の申し込みしかなかったというような状況がございます。全体にその地域のパイが少ない、子供のパイが少ないということもございますので、そういった小規模校区においては、複数校区での合同実施、そういったものも含めてニーズ調査を行い、検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○木藤委員長 大上委員。

○大上委員 ありがとうございます。私の認識がちょっと甘かったのかなと、今説明聞いて思うんですけども、順次充実されておるなとは思いますが、やはりまだあれですか、余り保護者のほうから、そういったあずかり・学童保育制度事業、預かってほしいというニーズのない地区もあるということですか。何かこれから調査をして、それから対応したいというような答弁やったかと思うんですけども。

○木藤委員長 答弁を求めます。

福山こども未来課長。

○福山こども未来課長 実際、学童保育所の開設基準としまして、10人の利用申し込みがあった場合に新規開設していくという基準の中で、ニーズ調査と実際の利用調査というものの、また数字も違ってきます。ニーズ調査では大変多い利用規模があっても、いざ実際にじゃあ利用規模を取りますといったところでは、なかなかその人数、実際に使われるといった方も少ないというような状況がございますので、そういったところの基準も含めて、複数校区での実施であるとか、そういったことも検討しなければならないということで、まずはどれだけのニーズ調査があるかということ把握する必要があるとたびたび申し上げますけれども、伊水でも何人かが、伊水でもしてほしいんだというようなお声をお聞きして、じゃあ実際にできる場所も小学校の空き教室があるということで利用申し込みをとったところ、実際のところ、2人ほどしかなかったというような実態がございますので、まずその未実施校区でのニーズがどれだけあるのか、そこから若干減ってくる分にしろ、そういったことも検討しながら、単独でその小学校区で実施できるのか、複数校区の実施という形になるのか、そういったところも含めて検討していきたいなと思っております。

○木藤委員長 大上委員。

○大上委員 今の説明では、教育委員会としては、このあずかり・学童保育事業というものは前向きに取り組んでいくという姿勢でおるということでよろしいんですね。

宍粟市全体を眺めましたところ、今はまだ未実施校区があるようではあります、全体としては多くの地域でこの制度が実施されておりますので、全体的には保護者としては、この事業を喜んでおられたり充実を要望されたりしとるんじゃないかと思えますので、今現在、小学3年生までというようなことが大前提かなと思うんですけども、それらの3年生までという枠に余りとらわれず、預けやすいような形でこの制度を充実してほしいなと思えます。

1点目の質疑はこれで終わらせていただきまして、第2点目なんですけれども、成果説明書の144ページから148ページぐらいにかけまして、社会教育課になるんですかね、生涯学習事務所になるんかちょっと私そこらのところがわからんですけれども、その144から148ページにかけまして、いろんな事業に取り組まれた成果が説明されておるんですけれども、特に高齢者大学等の実施につきまして、つまらない質問になるかもわかりませんが、お尋ねしたいなと思うんですけれども、何が言いたいかというのは、たくさん取り組みがある中で見せていただきますと、宍粟市がやっておられる、運営されて実施されている事業やったり、また他の団体がやっておられる事業があったりするんかなと思って、わかりにくいんでお尋ねするんですけれども、例えば、やまさき文化大学、それからいちのみや社会大学いわみ学園、千種のしきぐさ学園というようなものがこの成果説明書にあるんですけれども、波賀町のかえで学園というような高齢者の学園じゃないかと思うんですが、そういったものは成果表にない。成果表は主なものが書かれておるんで、波賀町のほうは主なものじゃないんかもわかりませんが、今回提出されております資料の中には、波賀町のかえで学園というんですか、これらは報告されているんですけれども。

それからもう一つさらにですね、例えば波賀の文化の集いというのや、しそく観月会というようなものは、市の事業として取り組んでおられるためか、この主要施策の成果表の中にあるんですけれども、同じようなことを一宮で言いますと、近いうちにやられるようなんですけれども、芸能の集いというようなものもやられるようになっておりますが、これらは一宮の場合は文化協会が主催でやられるというようなことで、こういったところに上がってこんのかなと思うんですけれども、そのように、内容もですけれども、いろいろ事業主体がばらばらであったり、その中身の中で受益者負担になるものも事業によっては取られておるようなんですが、そういったものもばらばらであるんじゃないかなと思うんで、宍粟市は一つと言われてもう7年半も経過した今日ですね、旧町時代にやっていたものをそのままずっと継承していくということだけじゃなしに、何か宍粟市は一つというようなことで統一的な考え方に対応することもいいんじゃないかなと思ったりします。生涯学習の推進事業などは、ある程度、合併してから統一的に取り組まれて予算も1カ所に置かれたりして対応されておるんかなと思ったりするんですけれども、この運営のあり方についてお尋ねしたいと思います。

○木藤委員長 井上社会教育課長。

○井上社会教育課長 大上委員の質疑に対してお答えします。

まず、高齢者大学の関係ですが、今、宍粟市内に山崎、一宮、波賀、千種、それぞれのところで高齢者大学を開設しております。千種につきましては、合併、それ以前なかったの、同じ多くの高齢者の方に学んでいただくために開設して、皆さんに学習していただく機会をつくっております。

それぞれ高齢者大学につきましても、現在横ばい等になっておりますが、これから講座のクラブ活動、また一緒にできる分については、交流していくような形を考えていくことも思っております。今のところ、高齢者大学については、受講料等も横に合わせて同じ時期に同じように募集も一緒にするというので、年度初めに募集をさせていただいております。そういった中で、高齢者の方、身近なところで行きやすい環境の中で学習していただくということで、それぞれの旧町の生涯学習センターを中心とした中で学習をしていただいております。その中で、ニーズも違います。歴史も違いますので、内容等については、それぞれ若干違うところもありますが、考え方として高齢者の学ぶ機会をつくっていくというところでは統一した見解で詰めております。

それと2点目の、それぞれの事業が市内によって主催か、また文化協会の主催か、ちょっとわかりにくいという面がある件ですが、波賀の観月会につきましても、波賀だけの事業でしたが、これにつきましては、市全体のそういったことでありますので、全体の事業として、あの地域が一番観月会にふさわしい、また多くの方に来ていただいて感動していただく地域ということで、しそ波賀城観月会という形で、そこに出ていただく方も市内の山崎、千種、波賀、一宮というところから出演者も来ていただいて行っています。

ただ、その運営につきましては、文化協会、また登録団体、そういった中で多くの市民の方に参画していただくような形で実行委員会形式の形をとって、この主要事業、教育委員会ありますが、多くの市民の方の自主的・自発的な活動を促す点で、そういった方法をとらせていただいております。

波賀の文化の集いにつきましても、中心は文化協会の会員さん、また登録団体の会員さん、そういった方が中心になって運営委員会の中で事業を計画したり、また準備、また運営等も行っていただくような形で進めております。

一宮につきましては、その点が、自主的・自発的な文化活動として習熟しておりますので、そういった中で、団体の中で行う体制ができておりますが、団体の補助金を出しているところにつきましては、できるだけ自主的・自発的な活動ができる

ような、社会教育としてはつなぎの分で、また支援をしていったりという分の主催として手助けをしていきたいなと思っております。

以上です。

○木藤委員長 大上委員

○大上委員 いま少し、ちょっと聞こえにくいところもあったりして、わかりにくかったんですけども、要は高齢者大学にせよ、芸能の集いの文化活動の発表会みたいなものにせよ、それぞれの旧町ごとに各種団体とか、あるいは文化協会やとか、そういったところをお願いしてやっておるといふような答弁だったのかなと思うんですけども、ここを見る限り、例えば一宮の芸能のつどいなどは、予算上、市から何も助成というんですか、されてないのかなと思ったりするんですけども、その反面、波賀の文化のつどいなどには、成果や説明書にあるとおり、幾らかの予算が計上されて対応されておるのかなと、そして市の主催という形になっておるのかなと思ひまして、やっておられることについては、別にええとか悪いとか言ってるんじゃないんですけども、事業主体いうんですか、運営がばらばらになっておるんで、もう少し統一してわかりやすくしたほうがいいんじゃないかなという思いで言っておりますのと、それから、それぞれここに掲げてあるような事業につきましては、旧町時代からずっともう継続してやっておられるものがほとんどで、もう自立というんですか、それぞれの文化協会なり団体で十分運営していただけるんじゃないかなと思うんで、委託金いうんですか、補助金いうんですか、そういうようなものを出すような形でお任せしてやっていただくというようなこともええんかなと思ったりしまして、その運営の方法についてお聞きしたんですけど、そういった意味からも、いま一度そういったことに対しての自主運営をしていただくような方向にもっていくという考え方についてどのように思われるか、お尋ねしたいと思います。

○木藤委員長 答弁を求めます。

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長 先ほど言われました文化協会、一宮の芸能のつどいにつきましては、文化協会の補助金、一宮のほうに市の文化協会の補助金からそういった費用がおりておりますので、その中でされております。それぞれの活動については、これから高齢化も進んできておりますので、そういった補助金の活用、また、今登録団体制度をつくっております。生涯学習講座で学ばれた方が、次、自主的なサークルとして活動していただける、そういったシステムとして登録団体制度を設けてお

ります。そういった団体の方が、また文化協会に加盟していただいて人数をふやしていけるようなことができないかなということ、自主的・自発的な団体の強化もしていかなければいけないなと思っております。ただ、高齢化という部分で、なかなか文化協会も若い方が入る方も少なくなっております。その中で、一方では教育委員会と共催的に進めていく必要もあるかなと思ったりしています。

全体的な取り組みとして、今、市民大学講座もありますが、そういった中で公開できてる、いける分は波賀の高齢者大学であり、また、それぞれの生涯学習講座であれ、そういった公開できている分については、市民大学の中で一元化をして一体化を図っていきたいなと思っております。

先ほど言われました市全体の分としてできてメリットがある分、また地域の特性が生かせる分、そういったところをよく吟味しながらこの講座を進めていきたいなと思っております。

以上です。

○木藤委員長 大上委員

○大上委員 私、常々思っておるんですけども、学校教育も非常に大切ですけども、それにも増して、社会教育というのは大変重要でないかなと思っております。昔は社会教育主事さんを置いて、今もおられるんかもわかりませんが、社会教育に力を入れた時代もあったわけなんですけども、今は、前と違って大分進みましたんで、そういった専門の方おられるかどうかかわらんですけども、とにかく社会教育は大切だと思っておりますので、何とか宍粟市民全体が公平に社会教育が受けられるような運営にならへんかなと思っておりますので、ひとつ、今やっておられる事業があかんとかええとかいうことじゃないんで、公平に皆さんが勉強できるような形にさせていただけたらなと思っております。決算書を見せていただいて思いましたので、私の言ってる趣旨が十分伝わってないかと思っておりますけども、何とか前向きに取り組んでいただきたいなと思っております。

以上です。終わります。

○木藤委員長 事前質疑書の質疑は終わりました。

ほかに質疑ございますか。

伊藤委員。

○伊藤委員 お聞きします。保育所通所バスの運行事業補助金が平成23年度、一宮ひかり保育所が346万2,000円、波賀みどり保育所が平成23年82万8,000円、千種杉の子保育所が平成23年60万円、こうなっています。

何が言いたいかわかいますと、総務のときに言ったんですけども、これは旧町時代の金額がそのまま続いていますね。だから、合併5年をめどに統一しなさいということになっておるのに、なぜそれを統一しないかということは、総務のほうで十分してくださいということは言うておるんですけども、担当は今ここですから、それでもう一つ、成果説明の141ページ、ここには、こども未来課で幼保一元化推進に向けた協議検討を行うとされていますでしょう。やっぱりこの保育所補助金は幼保一元化の統一に物すごくかかわってくる問題なんですね。ですから、一元化する前にきちっとした制度を確立しておいてもらわないといけないと思うので、その点についてどのように考えておられるのか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

福山こども未来課長。

○福山こども未来課長 伊藤委員の御質問にお答えいたします。

この保育所バス運行事業補助金につきましては、言われたとおり、合併前の旧町時代の制度をそのまま引き継いできました未調整項目でございますけれども、先ほど言われたとおり、幼保一元化の推進計画が平成21年8月に策定しまして、それ以後推進していくことで今取り組みを進めているわけですけども、その幼保一元化計画におきましても、通園の手段は確保するという、園区が広がるということで、通園の手段は確保するという計画の中で進めております。したがって、21年度に一度調整しようという形で話を進めていたわけですけども、この幼保一元化の推進、供用開始に合わせて整理するという形で今現在、そういう考え方でおらせていただいております。

○木藤委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 それでお願いします。

次に、決算特別委員会資料の3ページ、図書館の所蔵数が9万76冊ですね、これで合うとんかいね。9万76冊と書いてありますね。私、あそこの図書館を建設したときに、ちょうど担当委員会において、これ、あそこはたしか8万冊をめどにやったのかなと、規模的につくったと思うんです。だから、もう既に、1万冊もふえているということは、面積的に言うたら、物すごく所蔵数が大幅に多くなっているさかいに、あの面積では、とてもやないけど収容できるのやないかなと思うんですけど、その点、ちょっとどうなんですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

小西図書館館長。

○小西図書館館長 失礼します。確かに一般開架のところは許容範囲を超えていますので、2階のもとありました視聴覚ライブラリーが解散しましたので、そこへ山崎市民局で廃棄になった書架をもらってきまして、そこへ所蔵している部分とか、それから歴史郷土館と共有の倉庫が2階にまたあるんですけれども、そこを工夫して、そこに所蔵したりとかして、それは一応検索すると、それは書庫にあるというふうに一応わかるようにして、所蔵しております。

○木藤委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 それで、部長にお聞きするんですけども、前々から言っているんですが、2階にある、特に陳列は、あれは本多さんの関係の資料がようさんありますよね。僕は別に、あの本多さんの資料が、波賀城の家原遺跡のところのあそこに資料館がありますよね、あそこへ行っても別に、宍粟市ということになったし、差しさわりのないような気がするんですけど、それ、どない思うてですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

岡崎教育部長。

○岡崎教育部長 その件、過去に検討もしたようです。事務方としては、やはりそれが効率的だなというふうに思うんですが、やはり、歴史的な背景といいますか、そういう寄贈をされた方、そういうようなこともありまして、まだ実現には至ってない。少しその辺に課題があるのかなというふうに思っております。

○木藤委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 成果説明の133ページに、宍粟の歴史もするような項目もあるんですけど、やっぱり教育、子供らの教育的な立場からも、ある程度、宍粟の歴史的なものを集約する、そしてそこへ行ったら、子供らが歴史的なものを勉強できるような、やはりスタイルにしたら、何もあそこの本多さんが、それに対してあかんというようなことは言わんと思うんですね。だから、それは展示の仕方というか、市の取り組みの仕方やろう思うんですわ。ですから、そこでしっかりと、歴史教育ができる拠点みたいなものをきちっとつくって、集約すべきやないですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

岡崎教育部長。

○岡崎教育部長 御指摘のとおりと考えております。ただ、今、市内でそういう一番歴史物を所蔵するのに適したという施設は、家原遺跡の資料館かなと思います。資料館におきましても、なかなかキャパの問題で多くないというようなところで、今、分散をして保存をしておると。これが必ずしもいい状態であるとは思いませんので、

別途ネットワークというか、そういうことも含めまして、やっぱり課題だというふうに考えております。少し研究をさせていただきたいと思います。

○木藤委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 図書館の空きスペースをつくることも考えて、両方うまくいくように、やっぱり考えないと、今の図書館の状態は、本当に面積が足りないです。その点、よろしく願いいたします。

○木藤委員長 ほかにございますか。

岡前委員。

○岡前委員 133ページの、子供の育成事業ということであったりとか、あと多様なニーズに応える学習指導の確立等々、県の補助金も伴いつつ、多くは、市の独自事業やと思うんですけど、そういう中で、自然学校なんかも、地域に密着した格好で行われるようになったということは、ええことやと思うんですけど、この間、やっぱり気になるのが、一番宍粟市として農業であるとか、林業であるとか、一番身近であるべきそういう体験というのが、山崎の中心部に住んでおる子供なんかは、割と感覚的に都市部的な感覚あるのかもしれんのですけど、宍粟市の北部に住んでいる子供なんかは、近くに田んぼがあり、山がありというふうな環境の中におるのにね、1回も田んぼの泥を経験したことないとか、田植えを経験したことないとか、そんな子供たちがたくさん、もうほとんどになってきよんじゃないかなと思うんですね。

波賀なんかのときからも言いよったんですけど、あの当時は、まだそれでも、3校持ち回りで、毎年農業体験ができよったんですね。道谷小学校なんかは、多分毎年モチ米づくりをずっとされておると思うんですけども、そういうふうな、一番身近な体験というのを、6年間のうち、必ず一度はそういう農業体験なり、林業体験という、宍粟市におるからこそできるというふうな体験を組み入れていかなあかの違うかなというふうなことを思うんですけど、そういう体験ができている子供はすごいできているんですけども、できてない子供は、本当に多分、都会の子供、逆に都会の子供のほうが意識的に田舎のほうへ行って、そういう農業体験をさせる機会というのをつくっておられるのかなと思うようなところもあるんで、そのあたり、ずっと気にはかかっておるんですけども、どんなもんなんでしょうか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

縄手教育次長兼学校教育課長。

○縄手教育次長兼学校教育課長 ありがとうございます。特に、宍粟市の学校教育課

といたしましても、体験活動というのは、大変重要に考えておりました、それで今、岡前委員のほうから指摘がありましたように、学年に応じた体験活動を計画的に実施しているところです。それで、主要成果の説明の中にあります、例えば小学校5年生におきます自然学校については、3年目を迎えましたけども、市内実施ということで、市内の宿泊施設も利用したり、さまざまな施設を利用して体験活動をしているところです。

それで、特に、地元、地元といいますか、より身近な農業体験であるとか、林業体験であるとかいうようなことの御指摘であったように思いますが、例えば山崎町内の小学校におきましても、全部とは言いませんが、複数校におきまして、かなりの数ですけども、例えば農業体験でありますとかいうような形で田植えを実施したりとかいうようなことは実施しております。

それからまた、環境体験事業におきましては、例えばの一例でありますけども、国見の森を利用させていただいたりしながら、そういった面で林業に近づくといえますか、そういった体験もしておりますし、また、中学校2年生におきますトライやる・ウィークの中でも、一つ、事業所としまして、これは一つの例であります、山崎西中学校の生徒が宍粟杉の原生林があるところへ本年度、それから昨年度と、体験活動ということでさせていただいたりしております。

ただいま御指摘いただいた点も含めまして、今後も検討もしていきたいと思いますが、特にそういった体験活動の充実を今後とも図っていきたいと思っております。

以上であります。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 それと、同じところで、一番下に多くの学習効果があらわれたということが書いてあるんですけど、やっぱり具体的にこういうふうに宍粟市独自の事業を展開をして、本当に子供たちがその経験をすることによってどういうふうに変わったかみたいところを、何か文書にしたものをこういうふうな決算資料の中に少し入れていただけたらなと思うんです。子供というのは、一つのある体験というのが、物すごく子供自身を積極的に変えたりとかいうふうなことがあったりとか、すごい学習に興味を持ったりとか、全体としてはならなくても、ある子供はこんな大きな変化がありましたよとかいうふうなことも、何か、お金をこんだけ使いました、こういうことをしましたということだけやなしに、その本当に実際の子供の姿みたいな、効果的なことがありましたみたいなことも、一定、まとめて教えていただくのも必要かなと思うんですけどね。

○木藤委員長 答弁を求めます。

縄手教育次長兼学校教育課長。

○縄手教育次長兼学校教育課長 失礼します。成果説明の中に、子供の生の声といえますか、生きた声を反映させるようにという御指摘であったと思います。それぞれ、例えば自然学校につきましても、そういった事業を実施した後、それぞれの学校で成果といえますか、子供たちの声をまとめる感想文集等もこしらえてあるというか、作成しておりますので、今後そのようにしていけたらなと思っております。

以上であります。

○木藤委員長 答弁を求めます。

岡崎教育部長。

○岡崎教育部長 先ほどので少し補足をさせていただきます。

先ほど次長申し上げましたように、そういう成果はそれぞれの事業で検証なり、学校の中、保護者の中では共有をしようと思っております。それで、今の御指摘は、そういったものを全市的に広く知らしめたらどうかというふうに受けとめさせていただきました。そのメッセージの出し方については、成果説明書に補足として資料として加えさせていただくのがいいのか、また別の手法がいいのか、少し検討をさせていただきたい。いずれにいたしましても、こういう教育効果の部分について、やはり御指摘のように、皆さんに見える形であらわすというのも大事なことだろうというふうに思っております。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 それと、135ページの下で、読書の活動推進事業ということで、大変いいことやと思うんですけども、それに伴って、学校の図書室の、小学校、中学校もそうやと思うんですけども、やっぱり蔵書を充実するということと、あと、平成15年から学校図書館司書教諭を置く、何か一つの学校で12学級以上あるところは、必ず置けと。それ以下のところは任意設置やけど、置く努力をなささいというふうなことになっとるみたいなんですけど、やっぱり子供を読書好きにしていこうと思えば、やっぱりそういうボランティアの読み聞かせやとか、そういうことも確かに大事やけども、やっぱり図書室そのものの充実やとか、やっぱり子供たちにそういう専門的な立場から読書の大切さやとか、こんな本おもしろいでとかいうふうな指導ができる、やっぱり人的な配置というのは必要かなと、実際されとんかもしれんけども、そのあたりはどういうふうになってますか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

縄手教育次長兼学校教育課長。

○縄手教育次長兼学校教育課長 それでは、失礼します。子供を読書好きにするためにという御指摘だったと思います。実際、学校図書館司書というのは、普通の教員が充て職といたしますか、分掌上で持っている状態です。指摘のあったとおり、12クラス以上においては司書を置きなさいという形なんですけど、学校の図書館に専属しているわけではないんです。そういう状態であります。それを一つ御理解願いたいと思います。

それで、教育委員会としましては、昨年度からこの読書活動推進事業を推進するに当たりまして、司書資格を持った女性1名を入れまして、その方に各学校の要望に応えまして、または学校の蔵書の状況でありますとか、図書室の整理というような形で、連日のように学校へ行っていただいております。中には、学校のほうから要望があって、相談に乗るといたしますか、それからまた、読書ボランティアも一方で募っております、その方たちの読み聞かせの指導方法についてとかいうようなことも含めまして、読書活動、ひいては子供たちが読書好きの子供たちがふえるための活動を展開をしているところです。

それから、一方で、今御指摘にあったように、そういった人的な配備をもっと充実せよというような御指摘があったように思いますが、今回、9月の補正に向けましては、人的な、そういった司書資格を持った方の、本年度後半、もう1名つけたいという思いの中で、補正に上げさせていただいております。

以上です。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 読書というのは、ほんまに大事やと思うんですが、いろんな意味でね、やっぱり本が好きの子供にするためには、今本当に、テレビやとか、ゲームやとか、いろいろほんまに子供たちにとっては、悩ましい環境にあるだけに、僕たちが子供のときと違う、相当な努力をしなければ、やっぱり子供たちは楽しいほうというふうにやっぱり流れやすいと思うんでね、やっぱりそういう手だては必要かなと思うんで、そういうふうに努力していただいとんであれば、結構かなと思います。

あと、資料の3ページのところやったと思うんですけど、これは、ことしから始まる武道の関係で、剣道の備品を買われとって、うちの山根議員も本会議で質問したかと思うんですけども、防具208セットというのは、これは子供一人一人が共有しても、例えばことしに限って言うと、子供一人一人が共有して使わなくても済むような状態は確保されておるのか。その点はどんなでしょうか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

津村教育総務課長。

○津村教育総務課長 失礼します。防具のセットにつきましては、各学校の、今後も含めてですが、最大のクラス人数分プラスアルファでセットを用意しております。おおむね40セット前後になっております。そういう意味で、各クラスとしての剣道授業については、少なくとも1人ワンセットは使えるんですが、各学年でありますとか、学校全体としては、共用するというふうな形になっております。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 それでね、そこら辺がこれから問題になってくると思うんやけども、初年度はまだええと思うんですよね。それが2年、3年と、ずっとたっていったときに、例えば、甲手やとか、面やとか、直接身につけるものがだんだん、当然体育ですから、汗もかくし、なってきましたわね。そのときに、本当に共同使用みたいなことでね、うまいことできるのかなと。それで、結構、柔道を選択したところというのが多いというのは、結局、一番経費がかかるのが、武道の中でやったら剣道やったんやね。だから、経費的な部分で、柔道の危険性が一番言われとんやけども、柔道は柔道着さえ個人で買ってもらったというふうなところがあって、柔道を選択しとるところが多かったのかなと、僕は見とったんですけども、そういうことからいうと、多分、いろいろややこしい問題がこれからは出てくるん違うかなと。多分、竹刀については個人持ちでしょう、個人で買ってくださいなとんやと思うんやけども。そこら辺、多分剣道を続けていこうと思ったら、いろんな問題が出てくると思いますけど、それなりにお金かけなんだら。そのあたりは、覚悟して採用されたんかなというところが心配なんやけど。

○木藤委員長 答弁を求めます。

岡崎教育部長。

○岡崎教育部長 御指摘のとおりだと思います。一般質問もいただいた中で、1年間先行実施した学校が、たしか2校あったと、調査をしたときに思います。その部分には、それは1年通じてしておりますので、子供たちのそういう不満がないかとか、指導する側に対する問題がないかということも、そのときに確認をさせていただきました。その時点では、特にそういった課題が浮き彫りにはなっておりませんが、そういうお答えをさせていただいたと思います。

しかしながら、続けていく中で、そういうことも十分想定はされます。現場の先生方、あるいは子供たちの様子も把握しながら、対応を考えていかなければならな

いなというふうに思っております。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 ことしから実際始まることなんで、まだ今後問題がいろいろ出てくるかなと思います。

それと、ちょっと、いろんなところに飛ぶかと思うんですけども、図書の関係で、新しい移動図書館車が購入されて、もともとは波賀町だけで移動図書館が行われておったと思うんですけども、移動図書館自身の、23年度の実績みたいなところが出とんのか、それと新しく買われてから、波賀だけじゃなしに、ほかのところにも広がったのか、そのあたりはどうなってますか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

小西図書館館長。

○小西図書館館長 失礼します。移動図書館車を購入しまして、それまで波賀町、山崎町内でしたが、今年度から一宮町にどこも回っていなかったということで、一宮町の、まず手始めに、繁盛小学校をお借りして、繁盛小学校から始めまして、この9月からは学校ということもありますので、近くの公民館まで場所を移動して、毎月実施することにしました。それから、山崎も特定の老人ホームをお伺いしていたんですが、向こうに学遊館がありまして、子供さんを持って、なかなか来れないお母さん方が集まる日がありますので、そこへお邪魔しました。それと同時に、葛沢地区の奥のほうの方にも声をかけましたところ、徐々に利用がふえております。そういうふうに、少しずつふえておりまして、実績としましては、ただ、少しではありますけれども、各地区、効果が上がり始めております。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 あと、奨学金の滞納、これは波賀の関係の、小椋奨学金やとか、松本奨学金の関係なんですけど、その滞納が実際、この間、ずっとあるんですけども、滞納でもいろんな意味があると思うんですね。最近の若い人の就労、大学出たり、高校出たりした後、きちっと定職につけるかいうたら、必ずしもそうではないような状況もあって、払えないなら払えないなりの、例えば今は、修行中やから払えませんというふうな、で、猶予してくださいというふうな手続がちゃんととられるのか、それとも、全く督促しても、返事がないとか、そんなふうなことなのか、やっぱりこの奨学金については、それぞれ寄附者があって成り立つとる奨学金だけに、もし、そんな督促してもナシのつぶてみたいな態度では、ちょっと私もそれで学校へ行かせていただいた経験上、余りにもちょっと、理解に苦しむなというふうなと

ころがあるんですけども、実態としてはどうなんでしょうか。そやから、滞納は、払えないときというのは、実際にあるんですけども、そのときの対応が大事やと思うんですよね。だから、その実態はどうなってるのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○木藤委員長 答弁を求めます。

津村教育総務課長。

○津村教育総務課長 まさに御指摘のとおりです。24年3月末現在で、実数といたしまして、14名の方が滞納されております。この方々につきましては、常時連絡をとりながら、少なくとも時効が成立しないような形で、少なくとも1年に1回は市にとっての債権額、あちら側にとっての債務額の確認書をいただくなり、また1年間の間に、少なくとも1回は納付いただくような形で、また今おっしゃいましたような部分で、なかなか通常、5,000円とか、1万円とか、月当たり返納契約になっとなるわけですが、そこの部分がどうしても苦しいと言われる方も確かにいらっしゃいます。そういう部分で、月に3,000円とか、そういう形ででも納めていただきたいというふうな形で、額を減らして、期間を延ばすというふうなことも実態としてはとっております。

そういう意味で、この14名の方については、ナシのつぶてといえますか、連絡がとれていない、またそういう債務の確認がとれていないというふうな方はいらっしゃいません。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 それなら、安心しました。

それと、資料の26ページのところに、児童福祉のところで、先ほどの中で説明があったんですけども、ちょっとわかりにくかったんで、丁寧にちょっと教えていただきたいのが、保育所の運営費補助・助成について、平成23年4月1日から7保育所で定員改正、定員増が行われて、乳幼児1人当たりの保育単価が減少したということなんですけども、これについては、具体的に、人数がふえたら、月にならしたら、平均が下がるということになると思うんですけど、どこどこが定員ふやされたということはわかりますか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

福山こども未来課長。

○福山こども未来課長 市内9園ある中で、7園ということで、ほとんどなんですけども、申し上げますと、聖旨保育園、若葉保育園、くりのみ保育園、それと、のの

はな保育園、段ちびっこえん、一宮ひかりと千種杉の子保育園でございます。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 それで、定員をふやすことによって、もともとの、もとの定員の基準で建物というのは建つと思うんですけど、年度途中で定員を1割ないし2割とかいうて、最近、物すごい詰め込みになつるところが問題になつてんですけど、でも、そういうのとは違って、施設そのものの定数、これは多分定員をふやすというふうな意味合いかなと、僕はとったんですけど、そういうことによって、もともとのある施設の基準からいうと、基準を満たさないというふうなことになつる施設はないんですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

福山こども未来課長。

○福山こども未来課長 保育所施設そのもの自体は、定員よりも広く当初から建てられております。この定員につきましては、今までも定員をオーバーして、弾力条項の中で運営されてきたわけですけども、定員が低いほど、保育単価が高くなるわけなんです。国の会計検査院の指摘の中でその弾力条項は撤廃しますよということで、今現状の定員の範囲で、受け入れの範囲で定員改正してくださいということで、施設的には、まだ今までも25%以上とか、そういう、10月以降は無制限という中で、施設の最低基準を満たした範囲の中で受け入れていただいておりますので、今回、定員改正した、オーバーした分についても、それも施設の基準としては、その範囲内でやっていただいているということになります。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 それと、同じページの学童保育の関係で、菅野小学校校区内の学童保育が運営法人との設置云々かんぬんと書いてあるんですけど、これについては、みのり保育所になるのかなと思うんですけども、ここが学童保育をくりのみと同じような格好でやりたいという意向があつて、その手続が延びたということなんですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

福山こども未来課長。

○福山こども未来課長 おっしゃるとおりで、当初、23年度、菅野小学校区も学童の未実施小学校区でありました。その中には、みのりさんも、届け出はなかったんですけども、卒所児を預かつたりとかされていたので、合わせて、くりのみのさんのように、菅野小学校区をカバーする学童保育として立ち上げてもらえないかといった調整する中で、定款変更とか、第二種社会福祉事業にもなりますので、その届け出

等の関連がおくれたということで、24年度からは、そういう手続も終わらせていただいて、実施をしていただいているという状況です。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 ということは、考え方としては、菅野小学校区に学童保育ができるということになると、菅野小学校につくることはないということになるんやね、逆に言うたら。

○木藤委員長 答弁を求めます。

福山こども未来課長。

○福山こども未来課長 実際、菅野小学校区内の子供さんの、どれだけのニーズがあるかということなんです。みのりさんでカバーできない部分が出てきますと、もちろんそういったことも考えていかなければならないということと、もう一つは、土万小学校区も未実施小学校区でありますので、今後推進していきます学校規模適正化、そういったことの進捗状況も踏まえて、学校の空き教室での実施といったことも考えられていくのかなというふうに思っております。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 それと、同じ学童の中で、伊水小学校の希望が10人を満たんかったからという話があったんですけど、でも、学童保育の希望があるにもかかわらず、10人という希望を満たさないからということになると、子供さんを持っておられる保護者の方、大変心配なわけですよ。ほかの施設を利用してもらっているという説明があったんですけど、そういう場合の送迎とかについては、対応がされているんですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

福山こども未来課長。

○福山こども未来課長 いえ、実際はしておりません。民間のくりのみさんでありますとか、みのりさんの場合、そこを利用されるということについては、送迎されていると思うんですけども、公立の学童保育、預かり保育所については、送迎等の助成支援はしておりません。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 波賀でも問題になったんですけども、結局、波賀小校区では、学童保育はああいう格好で早くできて、その当時は野原小学校からの要望はなかったんやけども、でも、恐らく将来的には出てくるやろうと。でも、10人というふうな人数では、とてもまとまらないというふうなことになった場合に、どうしようかというこ

とで、そういうふうなケースが出た場合については、スクールバス、たまたまあったんで、そういうスクールバスを利用してとかいうふうなことで、利用がなったんですけど、そういうふうには、どうしても小規模校やったら、10人ということクリアすることは難しいんですよ。ですから、やっぱり二、三人であっても、同じように放課後、子供だけで置いとくのは心配やからということで、学童保育始まってるんで、そのあたりは、もしできないのであれば、やっぱり送迎の対応を市のほうで考えなかったら、同じ市内におるのに、同一のサービスが受けられないというアンバランスが出てくるんでね、できないのであれば、そういうふうな別の対応をやっぱり考えなかったら、サービスの公平性やとか、負担のことについては、何でも公平性とかいうて、よう言われるんやけども、サービスの公平性ということもしっかり考えてもらわないとあかんと思うんですけど。

○木藤委員長 答弁を求めます。

福山こども未来課長。

○福山こども未来課長 おっしゃるとおりだと思います。今、現在未実施で残っているという理由がその辺にあるのかなということでございます。

単独校で実施できない、人数が足りないといった場合については、やはりおっしゃったように、送迎の方法とかも考えていかなければならないとも思いますし、そういうことも含めて、今年度、ニーズ調査をした中で検討していきたいなと思っております。

○木藤委員長 質疑中でございますが、ここで、10時45分まで暫時休憩をいたします。

午前10時35分休憩

午前10時45分再開

○木藤委員長 それでは、休憩を解き、委員会を再開します。

質疑を続けます。

岡前委員。

○岡前委員 あと、滞納の関係で、資料の中に、それぞれ給食費と保育料の関係もあって、それで、例えば給食費やったら平成13年度から、それで保育料やったら平成14年度からというふうなことになっとんやね。それで、それらの滞納徴収ができるとかいうたら、それから10年近くはゼロやったりとか、いろいろあるんですけど、これらというのは、恐らくもう本人、給食費なんかは特に、本人さんは成人になっとっての可能性もあるし、いうふうなところで、不納欠損云々かんぬんの問題は別

にして、実際、保育料でも、保育所を出てしまったら、あんまり保護者自身も気にはとめてないのかなと思うんやけども、そこら辺で、滞納を収集するというふうなことが、恐らく子ども手当というふうなこともできにくい部類に入ってくるんじゃないかなと思うんですけど。可能なんかな。

○木藤委員長 答弁を求めます。

幸福給食センター所長。

○幸福給食センター所長 滞納につきましてですけども、今言われるように、平成13年からの部分が残っておるような状況でありまして、この22年までの残っておる260万のうち、相手がわからなくなっておる人や、それから自己破産等々によって請求ができない部分と、いろいろとあります。そうしたものも含めまして、連絡がとれるものにつきましては、学校並びに給食センターで記録があるものについて請求をさせていただきます。ただ、全額について対応できないということについて、非常に残念な部分ではあることが一つあります。

それから、先ほど言われました子ども手当を活用するという部分でありましたが、子ども手当を活用させていただきまして、保護者の方の理解を得て、承認を得て徴収したというものにつきましては、23年度におきましては、70万、過年度の部分が入ってきたというような経緯もございます。したがって、この22年までに残っておる260万の内訳というのを詳細に分けて請求できるもの、できないもの等々あるわけなんですけども、まだ在学中の方で、学校で対応していただいております部分があったりしますんで、今後につきましては、不納欠損で上げなければならないような部分もありますんで、それぞれ対処して、未収の状態に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○木藤委員長 答弁を求めます。

福山こども未来課長。

○福山こども未来課長 保育料の件につきましてお答えいたします。

確かに、この資料の中では、年度の古い部分について、収納がされていない部分があります。保育料の担当課としましても、時効の成立とならないように、相手方には、その債務を認めていただいて、誓約書はとっております。誓約書をとるんだけども、誓約書どおりの納付ができていないというのが実情でございます。

また、居所不明の件数も若干、4件ほどございますので、保育料に限らず、税情報、また下水道、公共料金等の、そういった多重債務者もございますので、そうい

ったところの情報も得ながら、今後居所不明で、もうどうしてもとれないといった部分については、不納欠損なり、そういった正規の手続をとっていきたいというふうに思っております。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 あと、監査委員の指摘事項で、人権学習関係の負担金について精査されたいという指摘があるんですけども、監査委員から精査されたいというふうな指摘があるというのは、余りよろしくないんで、決算書見てみる限りでは、こちらとしては、何が不適切か、何ををもって精査されたいと言われとうのか、その辺を、金額を追うだけではわからないので、どういう意味合いで、こういうふうな指摘になったのか、わかっと思ったら、ちょっと教えてもらいたいと思います。

○木藤委員長 答弁を求めます。

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長 精査をしなさいということですが、補助金・負担金の関係であります。1点は、生涯学習推進の関係で、今、まちづくりとか、いろんな形で行っておるので、そういった中の生推協の関係で額が調整していきなさいよという分が大きな理由だったかなと思います。

今のところ、合併後、それぞれ特色があった中で活動をしておるということで、今の旧町のままの補助金でいっておりますが、そういった点も、今、生推協の関係も校区ごと、中学校区ごとに実践発表会をしたりしておりますので、そういった中で調整をしていきなさいよというところもあったかなと思います。

中身的に差が、取り組みの中身が違いますので、地元の方、またそこらとも調整を図りながら行っていきなさいよと思っております。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 さっき、大上委員が聞かれたんですけども、かえで学園の関係が、何で成果説明書には挙がっていないというのは、答弁されたんかいね。

○木藤委員長 答弁を求めます。

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長 それぞれ、各生涯学習事務所と関係、地域の中で、特に特色がある分、挙げさせていただいております。かえで学園については、長年ずっと続いてきております。今のところ、特色あるとして、波賀城の観月会、これを市全体として取り組んでいくという部分、それから文化のつどい、これも学校から文化協会、そういった中の共催的に実行委員会を立ち上げてして、多くの成果を上げてい

るところで挙げさせていただいております。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 それでね、一つの成果物として見たときに、これも、議員以外の目にとまる、ほかの人が見ていることというのは余りないと思うんですけど、でも、各市民局単位での生涯学習事務所から、うちここはこれが特色の事業ですというふうな挙げ方は、ちょっとどうなんかなと思うんですよね。

高齢者大学が旧4町のうち三つまでは出とんののに、一つだけ出てないとかいうことじゃなしに、一つの高齢者大学やったら、4大学を一つのまとめとして入れるとかいうふうなことで、今、説明聞いて、何で波賀がというのはわかりましたけども、でも、やっぱりそういうふうなまとめ方にしていかないと、何でやいうことになるんですよね。波賀が軽視されとんかいやみたいな、変なとり方にもなるしね。だから、もうちょっと目的に応じた成果説明のまとめ方にされたらどうかなと思うんですけどね。

○木藤委員長 答弁を求めます。

浅田教育次長。

○浅田教育次長 御指摘のように、挙げ方につきましては、工夫させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 それと最後、余計ないうか、ことかもしれませんが、今回、学校の光熱費の関係やとか、あと公立保育所の光熱費なんかの関係の資料を物すごく詳しくつくってもうとんですけど、これについては、毎年出てましたか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

浅田教育次長。

○浅田教育次長 今回初めてつけさせていただいたかなと思います。やっぱり、いろんな資料については御提供させていただくということで、つけさせていただいております。

以上です。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 僕はまた逆なんですけど、例えば、何か、予算を物すごくオーバーして、例えば光熱費がいったるやないかというふうなことで、何でやいやというふうなことが出た場合に、実はこれこれこういうふうな格好で、漏水があって、それがメーターに反映されて、こうなったんですとか、あと、特殊な事情があって、こうなっ

たんですとかいう場合があるんやったら、あれやけども、せっかくつくってもうとんやけども、果たして、こんだけ紙面割いて、労力割いて、各学校から、保育所なんかの光熱費の内訳まで、こっちが、誰かが一遍出してみいやとかいうことやったらあれやけども、何かそういう労力よりも、もっと違うことに使うてもらいたいなという、あったんですがね。

○木藤委員長 答弁を求めます。

浅田教育次長。

○浅田教育次長 この資料につきましては、監査委員さんの決算審査時の資料にもつけさせていただいておりますので、当然、議会の決算特別委員会のほうにもお出しするのが筋だろうということと、もう1点、それから特に、小学校、中学校におきましては、学校教育だけじゃなしに、いろんな社会教育の中でも活動していただいておりますので、そんなことも含めて見ていただいたらなというふうに思います。

以上です。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 僕は、いろんな意味で、こちらのほうから提供してくれというふうな要望がありやあ、出してやったらええと思うけども、これが恒常的につけるべき資料かなということで、監査委員さんの場合は、また見方が違いますからあれですけども、議会の決算委員会というのは、そういうふうなことまでチェックするとかいうことやないからね。だから、こんだけ資料をつくるために、それなりの時間もかけておられると思うんで、そういうことまでする必要はないかなと思うんやけどね。

○木藤委員長 ほかにございますか。

小林委員。

○小林委員 成果説明の133ページの山崎小学校の改築事業、このことにつきまして、仮設にしましても、校舎にしましても、入札が済んで、進んでおるんですが、これは23年度の計画だと思うんで、ちょっと御意見だけお聞きしたいと思います。

実は、いろんな会、改革委員会の聴取会というのがありまして、それには、関係がないんですけども、小学校の仮設を建てると、何でそういうふうなことになったんだというふうなことなんです。今の校舎を置いて、新しく校舎を北に建てりゃあ、仮設も要らんだろうという、そういうふうな意見が出まして、そこでしっかりと、議員がしっかりせんからこういうことになるんやと、税金の無駄遣いやというふうなことを言われました。議会に、仮設が建てられる、こういうふうな校舎の建

て方をするというのは、もう決まってから報告がございましてね、非常に議員としては残念で、もう決まったことなんで、とやかくは言いませんけども、市民の皆さんに、議員としてどういうふうにお話をしたら納得してもらえるのか、これまでのいきさつをお話をさせていただきたいなと思うんですけど。

○木藤委員長 答弁を求めます。

津村教育総務課長。

○津村教育総務課長 まさに仮設校舎を設置するか否かという部分につきましては、まさに校舎の位置をどこに持ってくるかというところで、大きく考え方が変わるところです。最初に着手するに当たりまして、一番最初には、やはり地域の中の学校というふうなことで、地域の中から、具体的には山崎の連合自治会、また地元の自治会、さらにP T A、さらに学校関係者にお集まりいただきまして、改築の準備委員会というふうなものを設置をさせていただきました。その中で、専ら議題としましては、位置をどうするかというふうなことで、御協議をいただいたんですが、年間、23年度、全部で6回の会議を行いました。そのほかに、P T Aの会議でありますとか、地域の会議でありますとか、そういうふうなことを含めて、最終的には現在の位置というふうなことになったんですが、議論の経過といたしましては、やはりそういう今おっしゃいましたとおり、北側に本校舎を建てれば、仮設校舎は必要ないというふうなことで、そういうことも含めて御説明をする中で、じゃあ、地域としては、いよいよどうしましょう、どういうふうな考え方ですかというふうなことで検討していただく中で、やはりP T Aの中ではおおむね、6割、7割程度は、最初は北側のほうがええというふうな意見もあったんですが、やはり地域の中では、地域といいますか、地元の中では、大きなものが北側に寄るといふものの圧迫感、地域の環境、住民としての環境のことも考えてもらいたいというふうな御意見がある中で、最終的にはP T Aのほうも、地域がそこまで言われるなら、どうでもというふうなことで突っ張るつもりはないというふうな形で折り合いがつきまして、最終的には、P T Aの総会の中で、P T Aが、準備委員会としても、P T Aが決定したことを準備委員会の中での最終的な結論にしようじゃないかというようなことで、最終的には、P T Aの総会を持っていただいて、地域の意見なんかもしんしゃくしていただきながら、現在の位置でもうよしとしようというふうな結論になった経過がございします。

最終的には、市といたしましても、できるだけ地域の皆さんの意向に沿った形で校舎の位置を決めたいというふうな最初の方針があった関係で、結論としては地域

のそういう御結論に沿うような形で決定をいたしました経過がございます。

以上でございます。

○木藤委員長 小林委員。

○小林委員 それでは、特に、山崎の市民の皆さんにそういうふうな話が出ましたら、これ、PTAで決まったんやというふうな話をしたらいいわけですね。

そこで、日照権の関係で、法律上、ここに建っても、違反でも何にもありませんよと、確認申請もおりますよというふうな説明もされたのか。中で、反対をされた方がおられると思います。いわゆる隣接の方だと思うんですけどね。そういう隣接の方に、いわゆるトップである、市長であるとか、教育長であるとか、こういうふうな形ですと、仮設の費用も要らないんですがというふうな説明というのか、お願いといいますか、そういうこともされたのかどうか。そういうことはする必要がない、PTAで決まりましたからというんなら、またそういうふうに説明はしたいと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

浅田教育次長。

○浅田教育次長 これまでの経過については、今、津村課長がお答えさせていただいたとおりでございます。ただ、これが全てPTAが決めたというのでなしに、PTAの意向も尊重して、準備委員会全体の中で決定していただいたことを踏まえて、市として決定させていただいております。

それからまた、市長、教育長が現地に赴いて、話もしたのかという件につきましては、それは実際は、行っておりません。当然、我々教育委員会の事務局を中心に、いわゆるこの場所に建てた、北側に建てたときに、法的な、当然規制もありますので、規制はどうなるのかという、全てお示しをする中で、全体的に議論をいただきました。

以上です。

○木藤委員長 小林委員。

○小林委員 その議論をされたことがね、山崎の旧町の市民の方に、しっかり説明ができてないんじゃないかと思うんですけどね。ですから、そういうふうなことが、ほかの会で何でこんなことをするんだという意見が出てくると思うんですよ。その辺はどうですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

浅田教育次長。

○浅田教育次長 御指摘のように、旧山崎校区全体を対象にして、皆さんを対象にした説明会というのはありません。ただ、準備委員会の構成として、山崎の自治会、あるいは地元の自治会、それから小学校のPTAや幼稚園の保護者の代表の方等々にお集まりいただきまして、全体的に議論をしていただきました。それぞれ、PTAはPTAとして、それぞれの団体のほうにも説明して、意見の集約等を図っていただきましたし、自治会は自治会としても、各それぞれの自治会のほうに御連絡、自治会の地域の方々にも御説明していただいておりますかなというふうには思います。ただ、特に、地元の自治会につきましては、当然、一番関係が深くございますので、説明に来いということもありましたので、説明に行かせていただいて、いろいろと議論させていただいています。

ただ、再度になりますけれども、山崎小学校区全体を対象にした、住民の方々を対象にした説明会というのを実施しておりませんでしたので、その点はちょっと申しわけなかったかなと思いますけれども。

以上です。

○木藤委員長 小林委員。

○小林委員 やっぱり、校区の人の末端までいかないかもわかりませんが、いわゆる準備委員会には、やっぱり代表者が来るんですからね、代表者の方にこういうふうになりますよというのをやっぱり地区に帰られて、しっかり説明をしてもらっていないとそういう意見が出るんじゃないかと思うんですよね。今後、こういうことがあったときに、やっぱり財政難でありますので、少しでも費用を減らすためにこういうことを考えておるんですという説明をしましたらね、やっぱり考えててくれるんじゃないかと思うんですね。これもう進んでおりますので、とやかくは言いたくないですけども、いろんな会で、おまえら何しよんどいやと、議員がしっかりせずに、こんなことになってまうんやというのは、ちょっとつらいというところがありますので、説明をお聞きしたわけです。

もう一つだけお聞きいたします。

これは、決算委員会の説明資料なんですけれども、24ページの滞納ですね、一番下の欄に、16年の合併までの滞納が36万7,400円、このときに、世帯数が5、それから21年のときには、13ですけども、この19年の世帯数が5というのが大体ずっとこれ、同じ方の滞納なんですか、ちょっとお聞きします。

○木藤委員長 答弁を求めます。

福山こども未来課長。

○福山こども未来課長 はい、保育所なんで、ゼロ歳から5歳までを預かるということで、中には同じ方が複数年の滞納をされているということもあります。

○木藤委員長 小林委員。

○小林委員 ただね、年を重ねるごとに、どんどんふえてきまして、いわゆる同じ方が一度も支払いなしに、ここまで重なってきてこうなったのか、あの方が払わんから、私もええわというような形でふえるのか、そういうことはちょっとわかりませんが、一番下の欄に、児童手当から引かせていただいて、お話の上で引かせていただいてというふうな意見も聞きましたけどね、それにしても、何かふえようが大きいんじゃないかなというふうに思うんです。この辺は、やっぱり考えていかないと、どういうふうな考えを持たれとんかなと、ちょっと疑問に思いましたので。

○木藤委員長 答弁を求めます。

福山こども未来課長。

○福山こども未来課長 もちろん、おっしゃるとおりなんですけども、もう保育所を卒園されて、小学校に上がったという方については、誓約書をとる中で、毎月の分納額を払っていただくと、徐々には減っていくんですけども、例えば、ゼロ歳児の子供を預けて、それをずっと滞納されると、年々ふえてくるという形になります。おっしゃるとおり、分納額についても、もう少し上げてくださいますとか、また児童手当でずっと引き落としさせてもらおうといった誓約は取りつけているわけですけども、なかなかそこでは、間に合わないという部分がございます。そういったことも含めまして、24年度保育料につきましては、強制執行のできる公債権でありますので、税等が行います預金調査等、そういう財産調査もした情報を得ながら、そういった手続を踏んでいきたいなと思っております。

○木藤委員長 小林委員。

○小林委員 何でこういうきついことを言うかといいますと、うちの近くに、子供がかなりふえまして、本当によちよち歩きの子がおるんですよ。僕、保育所へ行きよれへんのかと言うたら、お母ちゃんに叱られまして、いやいや、保育園へ預ける費用がないんやと、私がそれで見とうほうがええんやというふうなことを言いました。やっぱり、市民にはそういう方もおられますんでね、平気で滞納して、やっぱり預けるというふうな、凶太いというか、そういう方には、やっぱり意見をさせていただいて、しっかり指導をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○木藤委員長 ほかに。

山下委員。

○山下委員 質問させていただきます。

まず、出してもらっているこの資料の給食費の未収額のことについてなんですけれども、47ページに、平成23年度の給食費の収納状況というのを載せてくださっていて、これを見ましたら、23年度の未収額が51万6,220円ということで、それで、校区を見ましたら、山崎校区が45万7,720円と、9割近い未収額となっているんですが、これはどのような状況なのでしょう。

○木藤委員長 答弁を求めます。

幸福給食センター所長。

○幸福給食センター所長 23年度の滞納ということにつきましてですけれども、この山崎校区の滞納額が非常に多いということにつきましてですけれども、基本的には、2月までを給食費の徴収月ということで、3月につきましては、それぞれの学校で滞納整理をしていただいております。

それで、支払い等々の関係で、ここに出してきております金額につきましては、5月1日を基準日として金額をここに掲載させていただいております。

したがって、学校側からその後も幾らか入ってきておるといふような部分があったりして、5月には、学校長と、それから給食センターの連名で、それぞれ連携して、学校と連携しまして、それぞれ未納の方につきましては請求をさせていただいておりますということで、山崎だけ突出しているように、この表では見えるんですけども、実は、去年、おとしですから、8月に徴収するということになりまして、8月分がまだ、給食費が8月に落ちることが十分に理解されていない方々ございまして、そういったところにつきましては、当方が出向いて徴収をしたり、連絡をいただいたりした場合は、徴収に回ったりしておる経緯がありまして、今、実際にはこれから、この今、45万何がしからでしたら、相当額下がってきておるといふような経緯ではございます。

○木藤委員長 山下委員。

○山下委員 次の質問なんですけど、成果説明書の140、141ページの放課後児童健全育成事業と、それから預かり学童保育事業、これについて質問させてもらいたいですけど、放課後児童健全育成事業の場合は、開設時間が7時30分までということで、あと、預かり学童保育は6時まで、それからまた児童なんですけれども、放課後児童健全育成事業のほうは、6年生まで。それから預かり学童保育事業は3年生までということで、どちらも同じ生活の場の確保という目的なんですけど、この違いはどのように考えておられるのか、それからどのようにこれからしていこうと考え

ておられるのか、お願いします。

○木藤委員長 答弁を求めます。

福山こども未来課長。

○福山こども未来課長 まず、放課後児童健全育成事業につきましては、民間委託をしている事業として挙げさせていただいております。ここに、くりのみ学童クラブということで、くりのみ保育園さんが学童保育所を建設されて実施されております。そういった関係で、主には卒所児が多いわけですが、保育所同様、19時30分までされると。その柔軟性があるという部分があります。それと、小学校6年生までも、そのキャパの中で預かっておられると。

もう一つ、預かり学童保育事業につきましては、公立の施設になります。それぞれ、例えば時間につきましては、8時から6時までという時間、要綱、規則の中で決めておりますので、その中で実施しております。

それと、6年生までということにつきましては、今現在国の成立した法案の中でも、おおむね10歳未満というところが、放課後の児童ということになりましたけれども、そのことにつきましても、それをしようとすれば、今ほとんどの学童保育所が小学校の空き教室をお借りして実施しているという状況の中で、そこまでの、6年生まで受け入れようとすれば、場所がどこに持っていくのか、改修なり、そこら辺の問題が出てきますので、将来的には考えなければならない部分ではあるかと思えますけれども、非常に物理的な部分で、今、現行としては小学校3年生まで、4年生については、見守りが必要な場合に限って、特に市長が認めるものということで、今現在実施しております。

○木藤委員長 山下委員。

○山下委員 続いて、成果説明書の134ページの多様なニーズに応える学習指導の確立、これについて質問させてもらいたいんですけど、この中で、特別支援員を11名を配置ということで、宍粟市内には、平成23年の段階で18校あったんですけども、一体、どういうふうな配置の仕方というか、18校のうち、特別支援は11名ということで、どんなふうに適正な配置をされたのか、お尋ねします。

○木藤委員長 答弁を求めます。

縄手教育次長兼学校教育課長。

○縄手教育次長兼学校教育課長 それでは、説明します。特別支援員といいますのは、御存じのように、通常普通学級にいる要支援生徒のために配置するのが第一義的には目的であります。

通常学級の子供たちにつきましては、教育のための連携連絡会というものを市全体では持っております。そういった中で、各学校から資料提出がありまして、大学の先生といたしますか、専門家の、臨床心理士の資格を持たれた専門家の意見を聞きながら、各学校の状況に応じてアドバイスというか、助言をいただいたりもしております。

そういった中で、一つは、各学校の状況、特別支援の配置に向けての、必要かどうかというような、そういった状況を把握したり、それから日常的には学校訪問、それぞれ教育委員会としてもしておりますので、そういった機会を利用して、各学校の普通学級の状況というか、そういうことを把握しまして、それから今も言いました連携連絡会等の資料も参考にしながら、配置に向けて、どの学校が必要であるかということを検討した上で、昨年度につきましては、最終的には11名の配置ということになりました。

以上であります。

○木藤委員長 山下委員。

○山下委員 次、成果説明書の138ページと139ページ、137ページもなんですけれども、この中で、138ページの中に、障害児の保育事業として、9園中4園で7名の障害のあるお子さんを預かって、保育しておられるということなんですけれども、この139ページの公立保育所においては、障害のあるお子さんは、それぞれ何人保育をしてくださっているのかお尋ねします。

○木藤委員長 答弁を求めます。

福山こども未来課長。

○福山こども未来課長 もちろん、公立保育所、どの保育所でも障害児保育を受け入れているわけですが、申しわけございません、ちょっとここに今、資料を持ち合わせておりませんので。後ほどでよろしいでしょうか。

○木藤委員長 山下委員。

○山下委員 それで、先ほど、給食費の滞納のことをお尋ねしたんですけれども、この公立保育所5園、ここに書いてあるんですが、保育料の滞納というのは、この公立保育所の5園の分なんですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

福山こども未来課長。

○福山こども未来課長 はい。保育料は公立・私立問わず、市が徴収しておりますので、全て14園分の保育料の滞納ということになります。

○木藤委員長 山下委員。

○山下委員 お尋ねしたいんですけれども、その14園ありまして、例えばこの公立の5園、この5園の保育料滞納されているのが全体のどのぐらいを占めるのか教えてください。

○木藤委員長 答弁を求めます。

福山こども未来課長。

○福山こども未来課長 この件につきましても、今、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後ほどでよろしいでしょうか。

○木藤委員長 山下委員。

○山下委員 あと、住民に光をそそぐ交付金、これについてお尋ねしたいんです。この142ページ、それからあと、この資料にもいろいろと書いてくださっているんですけれども、この中で、家原遺跡公園、これの改修事業が行われているんですけれども、私も家原遺跡に実際に行って見てきたんですが、非常に立派な公園で、そばには歴史資料館もあって、それで一部改修してはあったんですけれども、やはり、もともとの姿に改修すれば、もっと本当にたくさんの人たちが見に来られる施設なんじゃないかなと思うんですけど、家原遺跡公園を初めにあった姿に改修したら、どのぐらいかかるのか。

それとあと、そうすれば、本当に何か立派な建物というか、今のままでは非常にもったいないなと私は感じたんですが、その点はどのようにお考えなのか、お尋ねします。

○木藤委員長 答弁を求めます。

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長 済みません、家原遺跡公園につきましては、今回、改修させていただいた分については、市の指定の文化財になっている分を中心にさせていただきました。

家原の竹わら工場の、失礼しました。市の指定になり、値打ちがあるものということで、古民家ということで、移築した古民家のわら屋根を補修させていただいたのと、それから中世の館については、復元の建物で、市の指定にはなって、下に眠ってる分が文化財として価値があるんですが、その分は、まだ活用ができるということで、雨漏りがしているということで急遽させていただきました。

それで、ほかの復元の複合遺跡として大変重要な遺跡なんですが、わらぶき屋根というところで、経費も、相当維持費もかかるということで、今、今後の活用につ

いては検討しておるところでございます。

○木藤委員長 山下委員。

○山下委員 次、最後なんですけども、この図書館の本のことについて質問したいんですけれども、資料の7ページに、一般書、児童書というふうには、それぞれ冊数を書いてくださっているんですけれども、高齢者向けの、大きな字の図書が一般書向けに出ているんですけれども、三つの出版社ぐらいが出しているんですけれども、その図書は何冊ぐらいあるんでしょうか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

小西図書館館長。

○小西図書館館長 失礼します。大きな活字の図書というのは、所蔵しておりません。というのは、大きな活字の図書は、3冊あるいは5冊で一つのタイトルの小説というふうな形で出版されております。その1冊1冊が約2,000円、1,500円から2,000円ということで、ワンタイトル入れることによって、一般書籍が非常に圧迫されて、うちのように、図書購入費が少ない図書館で、それを買うと非常に金銭的に苦しいという部分と、それから場所ですね、さっき申しましたように、ワンタイトルで3冊、5冊になりますと、非常にかさばりますので、そういうところでちゅうちょして、なかなか購入できていません。

どうしてもということになった場合は、西播磨図書館連絡協議会で提携していますので、太子町立図書館とかが持っていますので、そこにお借りして対応するという、サービスの的には不十分ですけれども、そういうふうな対応をさせていただいています。

○木藤委員長 山下委員。

○山下委員 金銭的な面とか、場所の面、これ考えていってもらわなあかんと思うんですけれども、新宮図書館には、この大きな活字の図書がありまして、私も見せてもらったんですけども、ぜひ借りたいと思うような形でしたし、図書館の人に聞いてみましたら、非常に借りる方も多いいということでしたので、考えていってほしいなとは思っています。

以上です。

○木藤委員長 ほかに。

高山委員。

○高山委員 一、二点、お聞きをさせていただきたいと思います。

決算書どうこうではないんですけれども、思いといいますか、実は、前も述べた

ことがあろうと思うんですけれども、成人式のあり方ということでお聞きをさせてもらったかなと思うんですよ。委託料22万ということで、これは決算でございます。そのお金云々ではないんですけれども、ことしの正月明けに行われました成人式、この中にも、議員さんの中にも来賓として出席をされた方もおられます。現状を見ていただいたら、大変なことだったなと思うんですよ。だから、浅田次長も右往左往された場面もあっただろうと思うんですよ。まさかこんなことになるとは思っていなかったと思われたのではないかなと思うんですよ。だから、我々の時代と、また今の子供の時代と、ものの考え方そのものが変わってきておるかと思うんですよ。ところが、我々還暦を迎えて、昔の思いは、やっと子供から大人になって世間から認めていただくという立場になったと、自覚を持って成人式を迎えたもんですけれども、今回の成人式は、本当に子供離れをしていないというような認識を持ったわけですよ。だから、まあ市全般の教育のあり方、また親御さんの教育のあり方等々に問われるわけなんですよ。

だから、そういった意味で、子供から大人への脱皮ができていないと。それは一部の方の行動だろうと思うんですけれども、ところが、市だけではなくて、他市町から来賓としてお見えになった方々はこういったイメージを持って帰られたのかなと思うんですよ。市そのもののイメージはマイナスになっておるんじゃないかなと思うんですよ。

だから、今回の成人式を見させていただいて、今後のあり方について、市がしてやっておるんだというんでなくて、成人される方々がみずから自主的にやるのと、また立場が違うと思うんですよ。そのあたりを、反省踏まえて、今後のあり方を考えていただかなかつたら、我々議員も来賓として、あそこの場に行くのが忍びないというような思いがしております。そうですね、だから、今回わずかな22万という経費なんですけれども、教育委員会の皆さん方、駐車場の係、いろんな設定をされたり、事前のいろんな打ち合わせをされたり、大変な労力を多分かけられたらと思うんですよ。そういったことも、やはり成人式、その日だけ、きれいなベベ着て、そこへ参加するいうんじゃないで、やっぱり自主的に、子供さん方にやらせるということも一つの考え方だろうと思いますし、もうやめるか、廃止するか、各旧町ごとで、それこそ同窓会のあり方に、昔は同窓会でやったんですよ、そういうやり方をするか。もう一回、本当に根本的な見直しをしなければならんのではないかなと思います。

私はですよ、ほかの方々はどう思われるかわからんですけれども、本当に、今回、

我々少し、市の考え方をもう少し正していただいて、本当に皆で、これから未来ある子供たちの成人を祝ってやると、誰もがそういう気持ちになるような成人式のあり方でなかったら、本当に廃止してもよろしいかなと思いますよ。何か答弁がありましたら。

○木藤委員長 答弁を求めます。

浅田教育次長。

○浅田教育次長 委員御指摘のとおり、非常に残念ないうたら、言葉が悪いかもしれませんが、残念な状況でございました。やはり、成人式、二十歳という、一つの節目の中で責任を持つという年齢に達していく青年の祝う式典でございましたので、非常に残念な結果でありました。

これを踏まえまして、今後、今、また来年、年明けにはまた成人式がございますので、その成人を迎える方を中心にするのかどうかも含めまして、今、来年に向けての成人式、今、検討を加えておりますので、また、二度とないことを我々としても、体制的には万全な体制をとりながら、成人式の、来年に向けて今準備を進めておりますので、また、御報告できるときがきましたら、担当委員会のほうにも御報告させていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○木藤委員長 高山委員。

○高山委員 今後、しっかりと検討していただきたいと思います。

もう1点だけお聞きをしたいんですけども、まず、先ほどより岡前委員や、ほかの皆さん方が保育料、また給食等々の滞納について御質問をされておりました。それぞれ担当部局で答弁をされておったんですけども、もちろん、新しい政権になりましてから、児童手当、子ども手当、また扶養手当等々が出ておるんですけども、これは何なんですかね、これ分析をさせていただいたら、先ほども年々ふえておるといことなんですけども、この手当そのものが支給されてから、一気にふえておるんですよ、これ、表を見せていただいたらですね。これ、どういったことかなと、僕も不思議に思って、ちょっとお聞きしたいんですけども、我々の時代なんか、扶養手当なんか、もちろんありませんし、我々がみずから稼いだお金で教育費、養育費は常に払ってきた立場なんですよ。そういったことから、もう少し、厳しく、先ほども言われておりましたけど、預けたくてもお金がないから預けられないという、そういった方々もおられるんですよ。徴収については、もっと厳しく徴収されると。ほんといえ、こんなこと失礼かもしれませんが、

不納の方については、ちょっと、保育所に来ていただかなくてもよろしいですよとぐらいな、きつい言葉でやっぱりやっていかなんだら、これからだんだん保育料の滞納ふえてきますよ。そのあたり、しっかりと徴収していただきたい。

また、給食費に関しまして、小学校の先生方が徴収するということが義務づけられておるようではございますけれども、先生方も立てかえて払っておられるというケースも今まであったんですけれども、今回なんか、もう恐らくないだろうと思うんですけれども、そのあたりしっかり見届けていただいて、隠れた不納があるんじゃないかなと思うんですよね。

だから、そういったあたり、先生方にも大変な御迷惑をおかけしとんじゃないかなと思うんですけれども、そのあたり、先生方が立てかえ払いなんかされておるケースがあるのかどうかも含めてお答えいただきたいと思います。

○木藤委員長 答弁を求めます。

福山こども未来課長。

○福山こども未来課長 保育所の保育料につきましては、言われるとおり、児童手当から引かれるようになってからでもふえているという御指摘でございますけれども、現年度分につきましては、23年度末、267万余りなんですけれども、このことにつきましては、現年度分について、納期が来た分について、3カ月未納の場合には、もう納付相談を行って、それこそ児童手当で落とさせていただくのか、分納で入れているのか、一度に入らせていただくのか、そういった納付相談を強力にしております。その部分がありまして、22年度からは、現年度分としての滞納額は減ってきているという状況です。

ただ、過年度分の滞納額について、分納誓約はとっているわけですが、分納額がなかなか、5,000円でありますとか、低い関係がありまして、なかなか徴収額が上がっていかないというのが実態でございます。

それと、確固たる態度でという部分で、市は保育を実施しなければならないという義務がありますので、滞納があるから来なくてもいいとかいうことにはなりませんので、そういった法的な市の義務がありますので、保育料の滞納につきましては、先ほど来申し上げておりますとおり、児童手当で引き落とせるものは引き落とさせていただいたり、また財産調査権といったものがありますので、それは税のほうでやっておりますけれども、そういった情報も得ながら、強制執行ができるような、体制を検討していきたいなと思っております。

○木藤委員長 答弁を求めます。

幸福給食センター所長。

○幸福給食センター所長 先ほどの滞納につきまして、学校の立てかえ等々の質問であったかと思えますけれども、確認はしております。学校が立てかえるというようなことはないようにというように、学校に負担をかけることはしてないのが状況です。

それと、もともと、先ほどから話にも出ておるんですけども、山崎は、PTAのほうから要求があって、給食センターを建てたという経緯があって、滞納については、PTAの給食部会等々で担当者会をつくって徴収をしますよというようなことで、今までは、解消に取り組んできていただいております経緯がありました。ただ、今現在、PTAの方々に未納者の方の情報を提供するということにつきましては、個人情報提供ということになってくることになってきて、非常にそういうことを出すことが難しい状況になってきておることは確かであります。

それから、昨年度担当者会を行った場で、委員の方々からは、余りにも多い額について、我々が徴収に回りますというふうなことを言ってはいただいたんですけども、今の取り組み、学校とそれから卒業した後については、給食センターですというふうなことで、個人情報ということが余りにも軽率に出ることがないような対応をしておるというのが今の現状です。

以上です。

○木藤委員長 高山委員。

○高山委員 先ほど、福山課長のほうから言われましたけれども、もちろん、保育所に来なくていいという、そんなことは私どももわかっております。ところが、言葉のあやで、しっかりとそこのあたりを言ってほしいと思うんですよ。どの課でも滞納については、うるさく、議員さん方も言われておるだろうと思うんですけども、そのあたり、しっかりした、毅然たる態度で臨んでいただきたい。

例えば、我々、あなた方もですよ、やはり相手方から借金をされた、個人的に借金をされたときは、やはりおのずから払うことも絶えず考えておられるだろうし、人の金だからといって、安易に考えていただいたら困るんですよ。腹が痛くないという考え方でなくて、全て税金ですから、腹が痛いんですよ、納税者は。だから、そういうあたりしっかりと考えていただいて、滞納整理には努めていただきたいということをお願いしまして、終わります。

○木藤委員長 東委員。

○東委員 担当委員会におりますので、余り言わなくてもいいように思ったんですが、

決算委員会ですから、一応言うべきことは言っておく必要があるかなと思ってます。

もう、私が言わなくても、もう岡前委員やら、小林委員やら、今、高山委員から話が出ました。未収のことで出ましたけども、先ほど、担当課長がそれなりに対応してますというような答えがありましたけども、例えば、この資料の4ページに各種徴収金の収納状況ということで、岡前委員が質問されましたけどね、小椋奨学金、松本奨学金、波賀町奨学金という、こういう奨学金がありますよね。勉学に励みたいということで、こういうことを手続をしてでもやっぱり勉強したいという、いわゆる向学心からこういうことになったと思うんですけども、先ほど、担当課長が実態をいろいろ把握したり、それなりに対応してますというような答弁だったけども、例えば、松本奨学金なんかは滞納繰り越し16万、収納率ゼロですよ。何を対応したんですか、何を対応したんですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

津村教育総務課長。

○津村教育総務課長 例えば、今の松本奨学金の16万が、収入額が平成23年度中には納付がないというふうなことにつきましては、常に、先ほども申しましたように、債務額の確認書等をとる中で、常に交渉をしております。ただ、たまたま14人の中の1人の方が、この場合は納付がないという結果になっておりますが、全体といたしましては、確認書なり、分納の誓約書をもらったり、そういう形で取り組んでいるというようなことでございます。

○木藤委員長 答弁を求めます。

岡崎教育部長。

○岡崎教育部長 御指摘は、たくさんの委員さんからもいただいております。事務局は努力をしますと言うとるんですが、それは結果があらわれな、努力の跡はお見せをすることができないだろうと、こういうふうに肝に銘じております。

多くの御意見をいただいております。少しそれますが、多分、企画総務部でも、そういうことが出とるのかなという推察はできるんですが、今、市としましては、滞納整理検討会議という、部局長で構成しとる会議がございます。そこで、市全体の滞納問題というのは、非常に大きな課題という共通理解はあります。ただ、それぞれの債権によって、少し整理ができかねている部分も現実問題ございます。そういったところを早急に対応して、やはり回収をすることが、委員の皆さんの御指摘にえられること、少なくとも私は、仮に今御指摘、16万に対してゼロだと。ただ、その16万の債権者に対して、個人名を明らかにするわけにはいきませんが、行政と

してはどう取り組んだのか、こんなことが今説明を求められているというふうに思っておりますので、そういう所存で取り組んでいきたいというふうに思います。

○木藤委員長 東委員。

○東委員 そういふ答えになるでしょうね。さっきも言いましたように、委員会ですから、言いたいことをずばっと言いますのでね、取り組みは誰でもできるんですよ。結果が出て、取り組んだということになるわけです。結果が出なかったら、取り組まなかったと同じになるんですね。これは、あくまでも個人攻撃でなくて、16万円の人を攻撃しとるわけじゃないんですね、個人攻撃じゃなくて、実態はどうなのか。払わないのか、払えないのか、そういうことをきちっと、やっぱりしてこそ対応したと、こうなるわけです。だから、払えない人に払いなさい言うたって、無理なんですよね。だから、それはその辺をきちっと見きわめてやっていくのが仕事ですね。だから、それができてないからこういう結果が生じておるわけです。そこをやっぱりきちっと踏まえて今後、これ決算ですから、今、きょうどうこう言っても始まりませんので。

ただ、大事なことは、この小椋奨学金ということは、松本奨学金ということは、小椋さん、松本さんが教育のために取り組んでくれているわけですね。この人たちに申しわけないでしょう、まず。だからそこから始まらないと答えは出てきませんよね、余った金を何かしとるわけじゃないはずですよ。大切なお金でそういう取り組みをしている人に、まず応えなきゃいかんですよ。

波賀町奨学金も同じですよ、だからそういう厚意にやっぱりきちっと応える、こういうことから、特に教育部門がそういうことを忘れたら教育はできないですね。強く申し上げておきたいとします。

同じことになるんですけども、成果説明の、皆さんが既に質問をしましたけども、成果説明の141ページにあずかり・学童保育事業がありますね。これも同じことで、成果も事業目的、それから事業内容、成果と、事業効果と全部書かれてますけども、非常にこれ皆さんに喜んでもらってますよね、この対象者に関してはね。喜んでもらってますけども、これも同じですよ。教育部の独自資料の23ページに平成23年度各種徴収金の収納状況というところで、4番目に学童・あずかり保育保護者負担金というのがありますね。ここで、現年度が19万円、過年度が13万と、合計33万1,950円ということになってますね。これだって、担当部、担当課は、また市教育委員会としては、皆さんのために一生懸命やっているわけですね。その答えがこれですよ。その答えが。だから、なぜなのかということをやっぱり、きちっとしな

きゃいかんですね。

それと、先ほど、こども未来課長の高山委員の質問に答えてましたね、市は保育の義務がありますからなんてことを言ってましたね。保育の義務があって、保育される人は保育される権利を主張するんだったら、その権利を主張するんだったら、支払いの義務もなぜしてくださいと言わないんですか、お互いさんでしょう。

今、小林委員の質問のときにも、私とこは保育所に行けないんだというような、行かない人だっておるんでしょう。だから、義務だから、みんないらっしゃい、お金払えないから仕方ないですねなんて、そんなこと成り立たんでしょうが。あくまでも、担当部、担当部局の、担当課の対応の問題ですよ、これは。対応の問題ですよ。だからずっと、これは初日に企画総務がありました。水道部もありました。私は、水道部では、料金払わない人はもう即とめなさいといつも言うんですよ、即とめなさい。だけど、この給食もしかりですけど、給食は、あなたはもうお金ないから食べないでおきなさいなんて言えないですね。保育も、さっきの担当課長の答えのとおり、もうあしたから来なくてよろしい、来ないでくださいと言えないですよ。だけど、言えないからいうて、そのままにしといたら困るんで、だから最初に、初期に、一番最初にきちっとしておく必要がある。

例えば、給食の場合だったら、3カ月、即なんてことはこれはあり得んことですが、3カ月間未納でしたら、これはもう給食はありませんよとか、保育も3カ月未納の場合は退所してもらいますと、それはその最初に、後から言ったってだめ、最初にそういうことをきちっと取り交わしておくわけですよ。そしたら、もうしょうがないでしょう、これは。だから、自動販売機でお金入れなかったら、ジュースは飲めませんよね。だけど、そんな教育面で、そんな自動販売機でジュース飲むようなわけにはいきませんから、そんなことはできませんけども、あくまでも、初期対応、それから何か始めるときに、きちっとそういうふうに約束事をしておくということができてないから、こうなるんです。

住宅だって一緒ですわ。結果的には、裁判に持っていかなきゃならないようなこと、それは最初が悪いからそうなる。全て最初にきちっとしてないから、いろんな問題が後から発生して、結果的には担当者がどうしていいかわからない。そのうちに、担当者もまたかわっていくと、こんなことでずっと今までも続いてきて、現在があるわけです。

だから、対応しましたなんていう言葉は、ちょっと答弁では言ってほしくないですね。いかがですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

岡崎教育部長。

○岡崎教育部長 繰り返しになりますが、厳しい御指摘だというふうに受けとめております。やはり、そうした預からないとか、給食を提供しないということは別といたしまして、今、ルール上あるのにできていないこともあります。それは、税にしる何にしる、端的に言いますと、差し押さえ等々強制執行という部分が公権力の行使の中でありながら、なかなかできてないという現状もございます。そういうのは、一遍にやるかということとは別といたしまして、そういう姿勢を明らかに見せるということは、やはり税の負担の公平性の部分から非常に大事だというふうに思っています。

入所時あるいは子供たちを通じてそういう呼びかけをしたり、実際の個別の対応をしていくということに尽きる。さらには、これは繰り返しになりますが、市全体のアクションとして、そういった、特にとりわけ公債権と言われるものに対する市の取り組む姿勢というものを明確に市民の皆さんにお知らせすることから、やはり始める必要があるというふうに思っております。

○木藤委員長 東委員。

○東委員 部長以下、皆さんも痛いほどおわかりになっているはずなんでね、これ以上は申し上げませんが、今、ちまたで、ちまたと言ったら悪いね、日本でも中国でも今大変なことになってますね、尖閣諸島で、大変な状況になってます。日本は国有化と言ってます。中国は我が領土と言ってます。それで騒いでますよね。こんな、余り変わりませんよね、これ。全く例は違う、どっちが正しいんですかというようなことで。日本は国有化だと言ってる、中国は我が領土や言うとする、それは今までに、きょうまで過去にきちっとしてなかったら、こういうことになっとうわけです。国のトップがきちっと対応を今までしてないからこんなことになっているわけですね。ツケですよ、ツケが来とうわけです。だから、特に教育面では子供にツケを残さないようにしないとその子供は困るわけですよ、みんな困るんですね。

○木藤委員長 答弁を求めます。

岡崎教育部長。

○岡崎教育部長 滞納の背景には、今もお話をお聞きしながら考えておりました。よく今の経済情勢を維持、それは多分大きな要因だろうと思います。それから、子供を育てる親の、今、保護者が相当、俗に言う家庭の教育力が落ちたということをよく言われます。それは、多分、いろんな要因があるかと思いますが、未収金の問

題、規範意識、そういうものにつながってきていると思います。

ですから、そういったことも踏まえまして、やはりここは正しく負担をしていただくというのは、全ての公平性の原則の基本でありますので、そういうことを我々行政に携わる者は、常に持ちながら、十分納付意識があって、少し相談に乗っていただきたいと、こういう方には、私は柔軟に対応する必要は、真摯に対応する必要があると思いますが、そうでない方については、やはり厳しい対応というのが今から求められるんだろうなど、そうしなければなかなか市民全員の皆さんの理解が得られない。まして、こういった未収金がどんどんふえていく状況の中で、御指摘がありますように、アクションがなければならぬ時期に来るというふうに思っております。

○木藤委員長 東委員。

○東委員 同じことになりますけど、教育委員会、教育部だから、あえて私も声を大にして言っているわけですね。今も部長から話ありましたけども、子供は、給食を食べてる子供は給食費が払われてないということを知らないですね。保育園へ行ってる子供は、うちは保育料払ってないということを知らないですよ。学童あずかりになっている子供は、僕は払ってないんだ、ずるしとるんだということは知りませんよね。その子たちはかわいそうですよね。だから、教育に携わる人は、やっぱりそういうことをきちっと踏まえて対応をするということが必要だと思うんで、担当部におりますので、ただこれ決算なんで、そう言っただけで、また担当委員会でもっと厳しく言いたいと思います。終わります。

○木藤委員長 12時前でございますが、時間を延長したいと思います。

岡前委員。

○岡前委員 言い忘れとったんですけど、決算書の281ページに、中学校費の中で、学校用地の借上料362万3,000円というのがありますけども、これは以前から指摘しているように、山崎西中のグラウンド、運動場の借上料やと思うんですけども、これについては、もう合併当初から菅山振興会、歴史的に見ても、あくまで公有地であったことは確かなんですから、寄附を求めるべきじゃないかというふうなことで、当局としても、交渉はしてみるというふうな答弁があったかと思うんですけど、毎回こういうふうに借上料を払うというふうな、不正常的な状態が続いておるんですけども、この点については、交渉の窓口は教育委員会になるのか、市長サイドが、総務企画になるのか、そこら辺はあると思いますけども、お金払っているのは、教育費から払っておられますので、そのあたりどんな、前行はしているんでしょうか。

○木藤委員長 答弁を求めます。

岡崎教育部長。

○岡崎教育部長 たしか教育委員会、私が教育部に来てから、その件について菅山振興会の皆さんと直接的にお話をしたことは、教育委員会の立場ではございません。ただ、従前所属しておりましたまちづくりとか、企画部の部分では市長部局のほうでそういうお話もしていただいていたというふうに記憶をしております。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 そやさかいに、こういう状態というのが当たり前やというふうに見られておるのか、やっぱり歴史的な経過を見ても、何で菅山振興会というのが法人格をとられたかということを見ても、明らかやと思うんですよね。

今回なんかも、山崎小学校の仮設校舎を建てたところについては借上料発生しませうかというたら、発生しませんというふうに言われておるわけですから、菅山振興会としても、地元のことであるのであればということで、そういう借上料を市からはもらわないというふうな判断されたと思うんですけども、そういうことからいっても、このグラウンドの使用料というのが同じような意味合いやと思いますので、そういうことで、だからといって市が買い上げるというのも、絶対おかしな話ですし、ですから、やっぱりそこら辺は粘り強く、そういう不正常的な状態を解消するための努力というのはしていただかないとあかんの違いますかね、教育委員会が窓口になるかどうかは別にして。

○木藤委員長 答弁を求めます。

岡崎教育部長。

○岡崎教育部長 これはよく御存じのとおり、歴史的な背景の中でこういう今の現状に至っていると思います。それは、中間法人として、れっきとした法人格をおとりになり、今現状があるわけです。ですから、今、私は現状の法的な整理からすると、決して違法な状態にあるというふうには考えておりません。今が適法な状態の中で、ただ負担であったり、そもそも菅山振興会さんが今まで、従前からですが、その地域の教育の部分に対して、いろんな御寄附もいただいております。この状態がいいか悪いかとか、そういうことは私が申し上げる立場にはないと思いますが、少なくとも、そういう一方で議員の御指摘のような御意見があることも事実でございますので、このことに関しては、やはり粘り強く双方が協議をして重ねていくしかないのかなと、こんなふうに思っております。

○木藤委員長 寄川委員。

○寄川委員 12時になるんですが、三つばかりお聞きしたいと思います。

決算書の267ページでは、読書活動推進事業消耗品というところで51万1,278円と、ページの半ばぐらいにある、これが成果説明書では、135ページになると思うんですが、これ、成果があったということだったんですが、ここで予算書の数字を持ち出すのも何なんですが、平成24年度では41万の予算なんですね。成果があったと言うなら、恐らくこれ同じ金額を予算で計上されてもよかったのではないかなと思うんですが、そのあたり、何か特別な、これ新しいどうやら事業みたいなんで、何か初年度に特別、10万ほどの何か特別な支出でも余分にあったのかなという気がするんですが、このことを一つ、まずお聞きしたいと思います。

それからその次なんですが、隣の、さっきも山下さんでしたかね、ちょっと言われとったんですが、多様なニーズに応える学習指導の確立というところで、これは、22年度の決算では2,750万余りの当初予算ですかね、それで、それが23年度の最終予算では3,400万に、800万ぐらいになっておるんですね。この補正で、補正を経て、こういうふうに800万ぐらいふえたんだらうと思うんですけども、これも来年の24年度予算見てみますと、3,370万ですかね、そのぐらいになっとんですね。この去年の、去年というか、平成23年度の2,700万から3,400万に最終予算がふえて、それで決定額が決定額が3,285万と、大方800万ほどの、ちょっと私が忘れておるのか、記憶が飛んだのかわからんですけど、800万増額になったというのは、決算書のどこらあたりで表現されておるのかなと思うんです。ここには165ページと書いてあるんですが、これがちょっとわかりません。

それから最後の一つなんです。これは132ページの上下ですね、担当委員会じゃないんで本当によくわからんですが、国庫支出金と地方債と一般財源と、これ三つが財源ということに両方なっておるんですが、これは何かそういう比率が特定に何か決まっておるというようなことなんでしょうか。これも、ここには285ページと書いてあるんですが、それに該当する、何か項目が見当たらんのですが、どこに該当する表現があるのか、それは歳出も歳入も含めて教えていただきたいなと思います。

以上です。

○木藤委員長 答弁を求めます。

縄手教育次長兼学校教育課長。

○縄手教育次長兼学校教育課長 まず最初の読書活動でありますけども、平成23年度、51万というような決算額になっておって、それが本年度については41万というよう

な形で減額になっていると。充実している、推進事業をしているのであれば、さら
にというような意味合いだったかなと思います。

当初、23年度、新規でこの事業を立ち上げましたときは、小学校、それから中学
校、26校を対象にしております、それぞれ各校需用費ということで消耗品費を中
心に上げたものでありまして、2万円×26校ということで52万円の予算を組んでお
りました。そこから出発したものであります。

それで、実績を見ましたときに、23年度におきまして、先ほど申しましたけれど
も、司書も配置しながら各学校の読書環境の整備ということで環境整備に努めていた
だいた結果、24年度につきましてはそれぞれ1万円にすること。それから一方で、
幼稚園、保育所にも広げていくということがありまして、予算的には少なくなった
わけですが、前年度の成果の中で、消耗品費等も幾らか減額しつつ、一方で対象と
なる小・中学校から幼稚園、保育所も含めてということで、活動自体は広げていっ
たといういきさつがあります。そういう流れであります。それが1点であります。

それから次に、学校教育課に対して多様なニーズに応える学習指導の確立という
ことで、23年度予算の増額についての質問でございましたが、特別支援員のところ
でございますけど、当初は、10名配置の予定で取り組んでおりまして、緊急な、ち
よっと特別な、もっと言えば、命にかかわるようなことがあるという判断のもとで、
緊急に1名を4月の段階で入ってからつけた例が1名ございます。そういったこと
も含めまして、このような増額となっております。

以上であります。

○木藤委員長 続いて答弁を求めます。

津村教育総務課長。

○津村教育総務課長 失礼をいたします。私のほうからは、学校の大規模工事の関
係で、成果説明の132ページの上段、下段と決算書の関係を御説明させていただきます。

まず、国庫補助金の考え方ですが、基本は3分の1の補助率となっております。
これにつきましては、事業費の3分の1ということではなくて、それぞれ基準面積、
基準単価というふうな大もとの基準事業費というふうなものがあって、それに対す
る3分の1というようなことです。

地方債については、補助残分の合併特例債を充当しております、95%というふ
うなことになっております。その決算書に、どこに突合してくるのかというふう
なことですが、まず、歳入部分で、29ページに小学校費補助金がございます。小学

校費補助金のうち、その適用欄に安全・安心な学校づくり交付金というふうな表記になっておると思いますが、この部分が国庫の歳入になってまいります。

さらに、地方債につきましては、歳入、決算書の71ページになります。教育債の小学校債の中の合併特例債というような欄があって、それぞれ表現がしてございます。

冒頭、成果説明書の決算書ページで285ページというふうになってございますが、これにつきましては、ちょっとこちら側の表記ミスでございます。中学校の学校施設整備事業のページが285になっておりましたが、小学校につきましては、決算書の277から279ページに係る部分で、それぞれの事業費が表現をされております。申しわけございませんでした。御修正をお願いいたします。

以上でございます。

○木藤委員長 浅田教育次長。

○浅田教育次長 申しわけございません。小林委員から山崎小学校の改築の件で、市長が、副市長が会議に出席したのかという御質問に対して、出席はしておりませんとお答えさせていただいたんですけども、訂正させていただきます。副市長と教育長が会議に出席したことはございます。申しわけございませんでした。

○木藤委員長 これで質疑は終了します。

これで、教育部に対する審査を終了します。

まとめにつきましては、21日までに事務局のほうへ、もしある委員さんは提出をお願いしたいと思います。

委員会第4日目の日程は終了しました。

第5日目につきましては、9月21日金曜日、午前9時から開会をいたします。

本日はこれで散会します。ご苦労さんでございました。

(午後 0時12分 散会)